# 滋賀県の廃棄物

平成 24 年度

「行ってきます」 忘れないでね マイバック



滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

## 平成24年度「ごみ減量化と環境美化に関する標語・ポスター図案」最優秀賞・優秀賞者

## ○標語の部

最優秀賞 (表紙の標語)

優秀賞 わけようね ゴミばこにいれる そのまえに

捨てないで! まだまだ使える リサイクル

地球への 愛情伝える リサイクル

道のゴミ 拾った君は 金メダル

ゴミ減量 人の輪・知恵の輪・地域の輪

鈴木 萌絵さん 大津市立瀬田北中学校3年

日髙 真理さん 高島市立今津東小学校1年

宇野 温紀さん 長浜市立下草野小学校6年

早川 晃平さん 湖南市立石部中学校2年

藤井 挙奨さん 大津市立瀬田北中学校3年

保田 勝さん 大津市 (一般)

## 〇ポスターの部

最優秀賞 (表紙の絵) 辻 穂乃佳さん 滋賀大学教育学部附属小学校5年 優秀賞



山下 玲奈さん 彦根市立城南小学校4年



橋 美里さん 滋賀大学教育学部附属小学校5年



西村 野乃佳さん 彦根市立城南小学校5年



島川 織杜さん 東近江市立聖徳中学校2年

## はじめに

20世紀における「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会活動により、わたしたちは物質的な豊かさを享受してきました。

しかしながら、その一方で、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の産業活動やライフスタイルの定着により、 資源の枯渇や廃棄物処理場の逼迫などの様々な問題が顕在化しました。

近年は、循環型社会基本法や各種リサイクル法等の法整備も進み、国をあげて様々な施策や取組が行われています。

また行政のみならず、企業や県民においても、環境への意識向上により、21世紀の今、まさに社会全体で「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済活動社会から、3Rを推進する循環型社会への転換が進められています。

3 Rとは、「リデュース(発生抑制)」、「リユース(再使用)」、「リサイクル(再生利用)」を総称した言葉です。

「リデュース(発生抑制)」とは、廃棄物の発生・排出をできる限り抑えること。

「リユース (再使用)」とは、廃棄物となったものについてもできる限り繰り返し使用すること。

「リサイクル (再生利用)」とは再使用できないものでも、再生利用、熱回収により資源としてできる限り利用すること。

そして、3Rを実践してもなお、どうしても資源として利用できないものについては、適正な処分を行うこととなっています。

本県でも、「もったいない」の意識と行動が徹底された循環型社会を実現するために、平成 23 年に「第三次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、県民、事業者、行政などの各主体の協力のもと、適正な廃棄物処理の推進や、廃棄物における資源循環型システムの構築を目指した様々な取組を行っています。

本書は、本県の廃棄物処理の概要や現状をとりまとめたもので、県民をはじめとした多くの方々にご覧いただくとともに、基礎資料としてご活用いただければ幸いです。

平成 25 年 3 月

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

## 目 次

Ι	廃棄物の分類	1
Π	一般廃棄物 ごみ処理の概要	2
1	ごみの排出量	2
2	2 ごみ処理の状況	4
3	3 資源化の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
Ш	一般廃棄物 生活排水処理の概要	14
1	し尿処理の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	··· 15
2	2 生活雑排水処理の状況	18
IV	一般廃棄物 処理事業の概要	22
1	一般廃棄物処理事業経費と有料化状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
2	2 事務組合の組織状況	24
3	3 一般廃棄物処理施設等の整備状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	··· 25
	(1) 燒却処理施設	··· 25
	(2) 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等	29
	(3) 埋立処分地	··· 31
	(4) し尿処理施設	
	(5) 浄化槽	35
V	産業廃棄物の概要	37
1	産業廃棄物の排出量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	(1) 産業廃棄物の総排出量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2) 産業廃棄物の種類別排出量	
2	2 産業廃棄物の処理状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
3		
	(1) 収集運搬業者の収集運搬量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2) 中間処理施設での処理状況	
	(3) 最終処分場での処理状況	··· 43

	(4)		許可登録状況 ·····	44
4		産	業廃棄物処理施設の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
5		公	共関与による産業廃棄物処理事業	48
6		Ρ	C B 廃棄物保管状況等届出の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
7	!	監	視指導等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
8	7	不	法投棄等の状況	51
9	;	不	法投棄対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	(1)		地域ごみ対策会議不法投棄対策部会運営事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	(2)		不法投棄防止強調月間事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	(3)		地域協同原状回復事業 ······	53
	(4)		その他の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5.3

## ●市町村の合併状況、名称変更等

合併による市町村・事務組合名称の変更により、本文中での名称と現在の名称が異なることがありますのでご注意ください。県内の市町村合併状況、名称変更は以下のとおりです。

平成16年 10月 1日	水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町 → 甲賀市
	甲賀郡行政事務組合 → 甲賀広域行政組合
	中主町、野洲町 → 野洲市
	野洲行政事務組合 解散
	石部町、甲西町 → 湖南市
平成17年 1月 1日	マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭町 → 高島市
	湖西広域連合 解散
平成17年 2月11日	八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町 → 東近江市
平成17年 2月14日	山東町、伊吹町、米原町 → 米原市
平成17年 10月 1日	米原市、近江町 → 米原市
平成18年 1月 1日	東近江市、蒲生町、能登川町 → 東近江市
平成18年 2月13日	長浜市、浅井町、びわ町 → 長浜市
	秦荘町、愛知川町 → 愛荘町
平成18年 3月20日	大津市、志賀町 → 大津市
	大津市・志賀町行政事務組合 解散
平成22年 1月 1日	長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町 → 長浜市
	伊香郡衛生プラント組合 解散
平成22年 3月 1日	彦根犬上広域行政組合 → 彦根愛知犬上広域行政組合 名称等変更
平成22年 3月21日	近江八幡市、安土町 → 近江八幡市

## I 廃棄物の分類

廃棄物には、家庭や事業所から発生するごみや生活排水などの「一般廃棄物」と、工場などでの事業活動に伴って発生する、廃プラスチック類、廃油、汚泥などの「産業廃棄物」があります。

一般廃棄物については市町村が、産業廃棄物については事業者の責任で処理することとなっています。

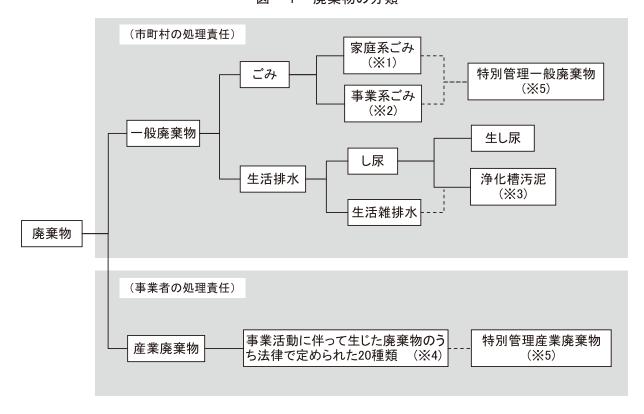


図-1 廃棄物の分類

- ※1 家庭から排出されるごみ(生活ごみ)
- ※2 事業所から排出されるごみのうち産業廃棄物にあたらないもの
- ※3 一部地域に設置している浄化槽から収集された汚泥
- ※4 燃えがら/汚泥/廃油/廃酸/廃アルカリ/廃プラスチック類/紙くず/木くず/繊維くず/動物性残さ/ゴムくず/金属くず/ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず/鉱さい/がれき類/動物系固形不要物/動物のふん尿/動物の死体/ばいじん/
  - 上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの(例えばコンクリート固型化物)/ (他に「輸入された廃棄物」があり、これを含めると21種類となる)
- ※5 爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

## Ⅱ 一般廃棄物 ごみ処理の概要

#### 1 ごみの排出量

平成22年度における本県のごみの総排出量は428,399t、1人1日当たりのごみ排出量は844gであり、前年度に比べ、総排出量、1人1日当たりの排出量ともに、減少しています。全国平均における1人1日当たりのごみ排出量も減少傾向にあります。

また、市町等のごみ処理施設への搬入量に占める家庭系ごみの割合は 73%、事業系の割合は 27%となっています。

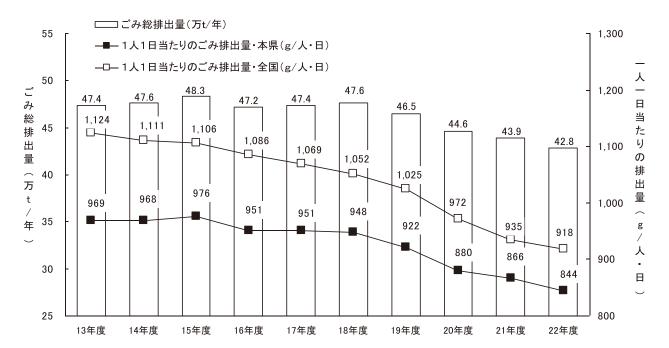


図-2 ごみ総排出量と1人1日当たりのごみ排出量の推移

#### ●ごみ総排出量の定義

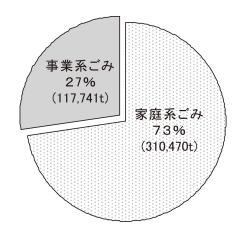
国において公表しているごみ総排出量の定義は、平成 17 年度実績より、「収集ごみ量+直接搬入量+自家処理量」(旧定義)から、「収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量」(新定義)に変更となりましたが、滋賀県では「第二次廃棄物処理計画」(平成 18 年度~平成 22 年度)の期間中であるため、本書では総排出量を全て旧定義で表しています。

※新定義による滋賀県のごみ総排出量(平成22年度): 454,704 t

#### ●1人1日当たりのごみ排出量

- 1人1日当たりのごみ排出量=総排出量÷総人口÷365 [閏年では366]
  - ※新定義による滋賀県の1人1日当たりごみ排出量(平成22年度): 896 g/人・日
  - ※新定義による全国の1人1日当たりごみ排出量(平成22年度):976 g/人・日

図-3 家庭系ごみ・事業系ごみの搬入量割合(平成22年度)



	(t/年)
搬	入量
家庭系ごみ	310, 470
事業系ごみ	117, 741
合計	428, 211

表一1 市町別ごみ排出量(平成22年度)

(t/年)

ī	市	町名	3	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	収集ごみ量	直接搬入ごみ	搬入量(= 処理量)	自家処理量	総排出量	集団回収量
大	;	津	市	92, 953	1, 924	5, 275	57	2, 577	102, 786	1, 545	104, 331	0	104, 331	12, 509
彦	7	根	市	29, 732	1, 099	3, 404	173	76	34, 484	4, 829	39, 313	0	39, 313	3, 255
長	į	浜	市	24, 545	1, 800	6, 292	91	474	33, 202	4, 343	37, 545	0	37, 545	0
近	江	八帽	市	20, 969	917	1, 679	0	74	23, 639	4, 028	27, 667	0	27, 667	1, 581
草	;	津	市	34, 122	495	4, 141	144	176	39, 078	786	39, 864	0	39, 864	4, 088
守	ı	Щ	市	12, 901	3, 374	6, 317	0	193	22, 785	1, 094	23, 879	0	23, 879	0
栗	į	東	市	12, 708	0	4, 244	15	546	17, 513	1, 068	18, 581	0	18, 581	0
甲		賀	市	19, 217	600	4, 955	16	238	25, 026	3, 331	28, 357	0	28, 357	0
野	į	洲	市	8, 509	589	1, 663	9	291	11, 061	2, 301	13, 362	0	13, 362	1, 126
湖	Ĩ	南	市	12, 964	229	1, 316	0	26	14, 535	609	15, 144	0	15, 144	830
高		島	市	13, 814	400	1, 825	31	9	16, 079	3, 043	19, 122	0	19, 122	239
東	近	江	市	21, 505	1, 115	2, 394	0	134	25, 148	5, 569	30, 717	0	30, 717	1, 696
米	J	原	市	6, 696	632	2, 362	24	170	9, 884	997	10, 881	0	10, 881	0
日		野	町	4, 505	142	602	0	0	5, 249	581	5, 830	0	5, 830	604
竜	- 1	Ξ	町	3, 065	106	362	0	48	3, 581	85	3, 666	0	3, 666	0
愛	3	荏	町	3, 381	136	282	53	242	4, 094	267	4, 361	0	4, 361	0
豊	ź	郷	町	955	148	257	0	252	1, 612	231	1, 843	0	1, 843	0
甲		良	町	1, 130	157	85	1	568	1, 941	53	1, 994	0	1, 994	178
多		賀	町	1, 224	127	152	0	64	1, 567	187	1, 754	0	1, 754	387
合			計	324, 895	13, 990	47, 607	614	6, 158	393, 264	34, 947	428, 211	0	428, 211	26, 493

#### 2 ごみ処理の状況

平成 22 年度における、ごみ搬入量は 428, 211t、ごみ処理量は 428, 273t となり、図-4 のとおり処理されました(前年度保管残量等があるため、ごみ搬入量とごみ処理量は一致しません)。

このうち資源化されたのは 60,089t であり、集団回収による資源化量を含めた総資源化量は 86,582t となります。最終処分量は 52,075t であり、減少傾向にあります(前年度最終処分量は 54,108t)。

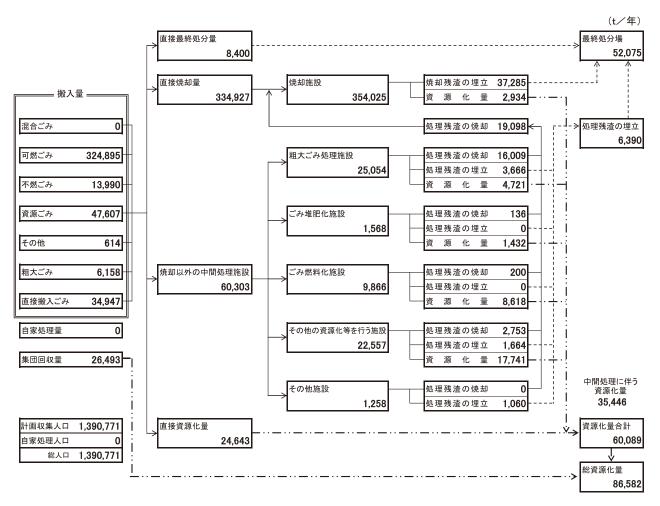
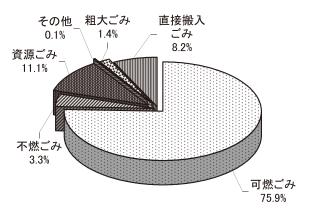


図-4 ごみ処理の状況(平成22年度)

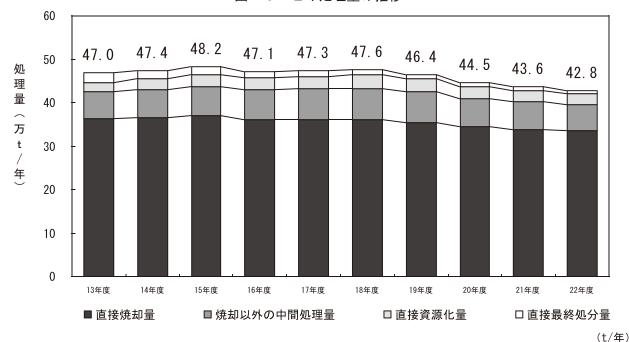
図-5 ごみ搬入量の内訳(平成22年度)



				(1/年)
				搬入量
可	燃	ĺJ	み	324, 895
不	燃	ĺJ	み	13, 990
資	源	ĵ၂	み	47, 607
そ	0	)	他	614
粗	大	Ĺ	み	6, 158
	妾 搬	入 こ	゛み	34, 947
合			計	428, 211

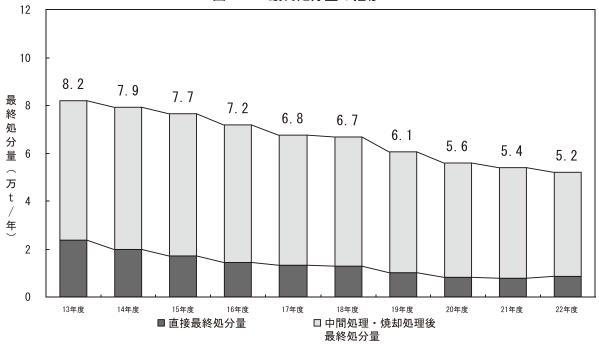
(+ /左)

図-6 ごみ処理量の推移



14年度 15年度 16年度 17年度 13年度 18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 363, 677 353, 538 338, 538 直接焼却量 364, 843 369, 353 361, 752 361, 715 360, 623 345, 307 334, 927 焼却以外の中間処理量 61, 742 65, 003 66, 600 68.024 70. 222 72. 362 71, 585 64, 671 63. 971 60. 303 直接資源化量 20, 694 24, 741 29, 036 26, 973 28, 073 30, 427 29, 107 26, 724 25, 970 24, 643 8, 400 直接最終処分量 23, 639 19, 762 17, 086 14, 206 13, 300 12, 944 10, 186 8, 172 7,656 469, 752 474, 349 482, 075 470, 955 473, 310 476, 356 464, 416 444, 874 436, 135 428, 273

図-7 最終処分量の推移



(t/年) 13年度 14年度 15年度 16年度 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 接 最 終 処 分 23, 639 19, 762 17,086 14, 206 13, 300 12, 944 10, 186 8, 172 7,656 8,400 中間処理 • 焼 却 処 理 58, 402 59, 407 59.443 57, 566 54, 363 53, 965 50, 513 47, 658 46, 452 43,675 分 82, 041 79, 169 76, 529 71, 772 66, 909 60,699 55, 830 52, 075 合 計 67,663 54, 108

表-2 市町別ごみ処理量(平成22年度)

( t /年)

													(1/4/
市町名													処理量
	<b>有町</b>	了名		直接焼却量	直接最終 処分量	粗大ごみ処 理施設	ごみ堆肥化 施設	ごみ燃料化 施設	その他の資源 化を行う施設	その他 施設	焼却以外の 中間処理量	直接資源化 量	(≒搬入量)
大	: 津市 92,184 840 4,661		0	0	5, 993	0	10, 654	57	103, 735				
彦	柜	₹	市	33, 285	2, 008	1, 563	0	0	3, 085	262	4, 910	640	40, 843
長	洰	Ę	市	26, 651	560	3, 951	0	0	870	0	4, 821	5, 513	37, 545
近》	エハ	幡	市	22, 777	1, 521	1, 600	0	0	373	0	1, 973	1, 388	27, 659
草	沣	ŧ	市	34, 740	0	419	0	0	3, 708	996	5, 123	0	39, 863
守	Ц	1	市	12, 967	0	4, 363	0	0	1, 461	0	5, 824	5, 088	23, 879
栗	東	₹	市	13, 377	147	721	76	0	1, 568	0	2, 365	2, 692	18, 581
甲	賀	[	市	22, 548	154	851	1, 492	770	430	0	3, 543	2, 268	28, 513
野	沙	N	市	9, 966	421	1, 310	0	0	542	0	1, 852	1, 122	13, 361
湖	南	<u> </u>	市	13, 301	0	528	0	0	1, 046	0	1, 574	607	15, 482
高	島	10	市	13, 523	1, 607	1, 454	0	18	2, 095	0	3, 567	0	18, 697
東	近	江	市	24, 406	35	1, 651	0	2, 096	252	0	3, 999	1, 936	30, 376
米	原	Ī	市	7, 043	302	1, 150	0	0	345	0	1, 495	2, 041	10, 881
日	里	ř	町	5, 027	6	191	0	0	72	0	263	534	5, 830
竜	Ξ	=	町	3, 132	9	147	0	0	40	0	187	323	3, 651
愛	萡	Ē	町	0	53	242	0	3, 507	211	0	3, 960	282	4, 295
豊	组	ß	町	0	233	252	0	1, 101	247	0	1, 600	0	1, 833
甲	Ė	Į	町	0	201	0	0	1, 139	155	0	1, 294	0	1, 495
多	賀	Ī	町	0	303	0	0	1, 235	64	0	1, 299	152	1, 754
合			計	334, 927	8, 400	25, 054	1, 568	9, 866	22, 557	1, 258	60, 303	24, 643	428, 273

その他の資源化を行う施設: 不燃ごみの選別施設、圧縮・梱包施設等

その他施設: 資源化を目的とせず、埋立処分のための破砕・減容化等を行う施設



上野 日向さん (滋賀大学教育学部附属小学校2年) の作品

#### 3 資源化の状況

平成 22 年度の総資源化量は 86,582t、リサイクル率は 19.0%となっています。

資源化量の内訳では直接資源化量、中間処理後再生利用量、集団回収量がほぼ 1/3 ずつとなっており、そのうち中間処理後再生利用では、その他の資源化等を行う施設(資源ごみの圧縮・梱包施設等)での資源化量が約半分を占めています。

また、資源化量の内訳では紙類が 51%、金属類が 10%であり、これらで大半を占めています。

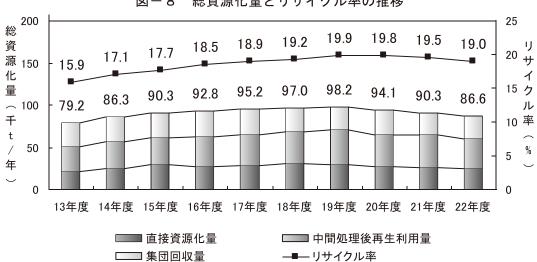
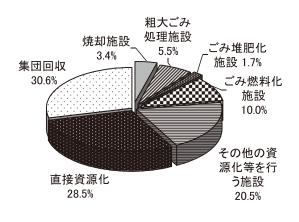


図-8 総資源化量とリサイクル率の推移

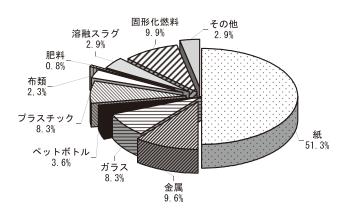
図-9 処理施設別資源化量の内訳(平成22年度)



中間		資源化量
処	焼却施設	2, 934
理 後	粗大ごみ処理施設	4, 721
再	ごみ堆肥化施設	1, 432
生利	ごみ燃料化施設	8, 618
用	その他の資源化等を行う施設	17, 741
	直接資源化	24, 643
	集団回収	26, 493
	合計	86, 582

(t/年)

図-10 資源化量の内訳(平成22年度)



-	(t/ <b>年</b> )
	資源化量
紙	44, 409
金	禹 8,332
ガ ラ こ	ス 7, 191
ペットボトル	3, 110
プラスチック	ク 7, 206
布	類 2,004
肥	料 732
溶融スラク	グ 2, 526
固 形 化 燃 %	料 8,579
そ の f 合	也 2,493
合	th 86, 582

表-3 市町別資源化量、リサイクル率(平成22年度)

	市町名	3	総人口	ごみ総排出量	1人1日あた りごみ排出量	ごみ処理量	総資源化量	うち、集団 回収量	リサイクル率
			(人)	( t )	(g/人・日)	( t )	( t )	( t )	(%)
大	津	市	334, 360	104, 331	855	103, 735	17, 178	12, 509	14. 8
彦	根	市	111, 799	39, 313	963	40, 843	6, 522	3, 255	14. 8
長	浜	市	122, 104	37, 545	842	37, 545	6, 854	0	18. 3
近差	エハ巾	番市	80, 597	27, 667	940	27, 659	3, 661	1, 581	12. 5
草	津	市	120, 247	39, 864	908	39, 863	7, 166	4, 088	16. 3
守	山	市	76, 839	23, 879	851	23, 879	6, 931	0	29. 0
栗	東	市	63, 591	18, 581	801	18, 581	4, 764	0	25. 6
甲	賀	市	90, 299	28, 357	860	28, 513	4, 939	0	17. 3
野	洲	市	50, 693	13, 362	722	13, 361	2, 844	1, 126	19. 6
湖	南	市	53, 070	15, 144	782	15, 482	2, 331	830	14. 3
高	島	市	53, 365	19, 122	982	18, 697	3, 238	239	17. 1
東	近 江	市	114, 238	30, 717	737	30, 376	6, 581	1, 696	20. 5
米	原	市	40, 827	10, 881	730	10, 881	2, 514	0	23. 1
日	野	町	22, 635	5, 830	706	5, 830	1, 515	604	23. 5
竜	王	町	13, 201	3, 666	761	3, 651	547	0	15. 0
愛	荘	町	19, 769	4, 361	604	4, 295	4, 087	0	95. 2
豊	郷	町	7, 304	1, 843	691	1, 833	1, 600	0	87. 3
甲	良	町	7, 823	1, 994	698	1, 495	1, 472	178	88. 0
多	賀	町	8, 010	1, 754	600	1, 754	1, 838	387	85. 8
合		計	1, 390, 771	428, 211	844	428, 273	86, 582	26, 493	19. 0

リサイクル率=総資源化量÷ (ごみ処理量+集団回収量) ×100



三橋 力也さん(彦根市立城陽小学校2年)の作品

## 表-4 容器包装リサイクル法に基づく市町分別収集・再商品化の状況(平成22・23年度)

[平成 22 年度]

														(t/年)								
				無色ガラ	ラス容器			茶色ガラ	ラス容器			その他ガ	ラス容器	+		ペット	ボトル		紙製容器包装			
	市町名		収集量	再商品化 処理量	うち 引渡量	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡量	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡量	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡量	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡量	うち独自 処理量
大	津	市	1,133.9	273.3	0.0	273.3	1,261.2	307.8	0.0	307.8	_	_	_	_	748.5	626.9	626.9	0.0	_	_	_	_
彦	根	市	423.4	430.2	0.0	430.2	329.5	330.5	0.0	330.5	152.5	145.1	0.0	145.1	277.2	259.0	259.0	0.0	_	_	_	_
近	江八巾	番市	246.7	246.7	0.0	246.7	177.4	177.4	0.0	177.4	57.6	57.6	0.0	57.6	122.8	121.7	121.7	0.0	-	_	-	-
草	津	市	445.8	426.1	0.0	426.1	274.6	255.5	0.0	255.5	134.7	125.2	0.0	125.2	328.9	298.2	298.2	0.0	1	_	_	1
守	山	市	238.5	238.5	0.0	238.5	164.7	164.7	0.0	164.7	63.7	63.7	63.7	0.0	191.5	174.6	174.6	0.0	_	_	_	_
栗	東	市	203.1	190.7	0.0	190.7	126.6	126.0	0.0	126.0	47.5	47.6	0.0	47.6	135.5	131.5	131.5	0.0	101.6	101.6	0.0	101.6
甲	賀	市	305.4	305.4	0.0	305.4	248.7	248.7	0.0	248.7	62.1	62.1	0.0	62.1	147.2	147.2	0.0	147.2	_	_	_	_
野	洲	市	165.9	165.9	0.0	165.9	114.8	114.8	0.0	114.8	42.8	42.8	0.0	42.8	145.8	131.1	131.1	0.0	_	_	_	_
湖	南	市	178.8	178.8	0.0	178.8	101.4	101.4	0.0	101.4	37.9	37.9	0.0	37.9	149.0	154.1	0.0	154.1	_	_	_	_
高	島	市	239.4	182.6	0.0	182.6	215.8	164.5	0.0	164.5	41.2	55.1	0.0	55.1	112.8	113.0	106.7	6.3	_	_	_	_
東	近 江	市	333.3	227.2	9.4	217.8	257.8	178.1	6.7	171.4	80.7	58.8	1.2	57.7	237.9	222.5	222.5	0.0	_	_	_	_
日	野	町	73.4	73.4	0.0	73.4	66.8	66.8	0.0	66.8	13.3	13.3	0.0	13.3	62.4	58.3	58.3	0.0	_	_	_	_
竜	Ξ	町	38.2	38.2	0.0	38.2	31.2	31.2	0.0	31.2	8.7	8.7	0.0	8.7	34.6	31.0	31.0	0.0	_	_	_	_
愛	荘	町	48.4	48.4	0.0	48.4	57.6	57.6	0.0	57.6	9.2	9.2	0.0	9.2	43.3	43.3	40.5	2.8	-	-	-	_
盐	郷	町	19.4	19.4	0.0	19.4	21.8	21.8	0.0	21.8	3.8	3.8	0.0	3.8	78.7	78.7	78.7	0.0	_	-	-	-
甲	良	町	20.6	20.6	0.0	20.6	28.4	28.4	0.0	28.4	4.7	4.7	0.0	4.7	42.1	42.1	42.1	0.0	-	_	_	_
多	賀	町	18.3	18.3	0.0	18.3	16.7	16.7	0.0	16.7	4.7	4.7	0.0	4.7	32.3	32.3	32.3	0.0	-	_	_	_
	比広域		475.5	451.9	0.0	451.9	408.4	385.7	0.0	385.7	119.8	112.6	0.0	112.6	346.1	328.8	0.0	328.8	55.1	55.1	0.0	55.1
合		ä+	4,607.9	3,535.6	9.4	3,526.1	3,903.5	2,777.6	6.7	2,770.9	884.9	853.0	64.8	788.1	3,236.5	2,994.3	2,355.2	639.1	156.7	156.7	0.0	156.7

			プラ	ラスチック	7 製容器台	0.装		白色	トレイ		鋼製容	器包装	アルミ製	容器包装	紙/	パック	段ポ	ニール	合	計
	市町名	1	収集量	再商品化 処理量	うち引渡量	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	うち引渡量	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	収集量	再商品化 処理量	収集量	再商品化 処理量	収集量	再商品化 処理量	収集量	再商品化 処理量
大	津	市	1,414.1	1,301.5	1,301.5	0.0	_	_	_	_	432.1	432.1	176.6	176.6	19.4	19.4	_	_	5,185.8	3,137.6
彦	根	市	1,481.2	930.1	930.1	0.0	_	_	_	_	181.5	169.2	27.8	27.2	0.6	0.6	109.5	109.5	2,983.2	2,401.4
近	エハロ	番市	_	_	_	_	0.7	0.7	0.7	0.0	93.9	93.9	40.0	40.0	12.3	12.3	125.5	125.5	876.8	875.7
草	津	市	2,501.5	1,203.3	1,203.3	0.0	_	_	_	_	182.5	185.4	80.7	81.9	_	_	_	_	3,948.8	2,575.6
守	山	市	968.1	916.5	916.5	0.0	_	_	_	_	97.5	97.5	75.0	75.0	13.4	13.4	585.1	585.1	2,397.4	2,328.8
栗	東	市	753.8	767.0	767.0	0.0	_	_	_	_	116.0	116.0	35.1	35.1	3.3	2.4	502.2	502.2	2,024.6	2,020.1
甲	賀	市	658.0	658.0	0.0	658.0	25.7	25.7	0.0	25.7	145.6	145.6	63.3	63.3	15.8	15.8	319.8	319.8	1,991.6	1,991.6
野	洲	市	396.8	259.4	259.4	0.0	l	1	ı	1	88.3	88.3	29.5	29.5	l	_	102.6	102.6	1,086.5	934.4
湖	南	市	444.1	444.1	0.0	444.1	1.4	1.4	0.0	1.4	79.5	75.9	21.3	16.5	1.3	1.6	72.4	72.4	1,086.8	1,083.9
高	島	市	0.6	0.6	0.6	0.0	-	ı		-	100.4	100.4	42.7	42.7	2.0	2.0	282.7	282.7	1,037.6	943.7
東	近 江	市	_	_	-	-	5.5	4.4	3.1	1.3	228.0	228.0	71.0	71.0	12.5	12.5	128.4	128.4	1,355.0	1,130.8
日	野	町	_	_	-	-	0.2	0.1	0.1	0.0	39.1	39.1	9.8	9.8	0.4	0.4	49.9	49.9	315.2	311.0
竜	王	町	_	_	-	-	0.8	0.5	0.5	0.0	15.8	15.8	14.4	14.4	2.5	2.5	35.0	35.0	181.1	177.3
愛	荘	町	_	_	_	_	1.0	1.0	0.0	1.0	39.3	39.3	25.4	25.4	_	_	12.3	12.3	236.5	236.5
豊	郷	町		_		-	5.0	5.0	5.0	0.0	14.8	14.8	2.3	2.3	-	_	11.7	11.7	157.7	157.7
甲	良	町		_		-	2.1	2.1	2.1	0.0	10.9	10.9	3.4	3.4	-	_		_	112.1	112.1
多	賀	町	_	_	_	_	1.3	1.4	1.4	0.0	7.8	7.8	2.3	2.3	1.4	1.4	62.2	62.2	146.9	147.0
	と広域 客セン		1,090.8	983.0	983.0	0.0	125.8	80.0	0.0	80.0	209.2	205.8	80.9	77.2	71.2	71.2	990.5	990.5	3,880.7	3,653.3
合		計	9,709.0	7,463.4	6,361.4	1,102.0	169.3	122.2	12.9	109.3	2,082.2	2,065.9	801.2	793.4	156.0	155.4	3,389.8	3,389.8	29,004.3	24,218.5

湖北広域行政事務センター:長浜市、米原市 引渡量:容器包装リサイクル協会への引渡量(各ガラス容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイのみ) 独自処理量:市町が独自に契約した処理業者による処理量 前年度からの保管残量等があるため、収集量と再商品化処理量は一致しない場合がある。

## [平成 23 年度]

				無色ガラ	ラス容器			茶色ガラ	ス容器			その他ガ	ラス容器			ペット	ボトル			紙製容	器包装	
	市町名	ń	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡量	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡量	うち独自 処理量												
大	津	市	1,133.4	262.9	0.0	262.9	1,239.8	303.3	0.0	303.3	_	_	_	_	713.9	635.6	635.6	0.0	_	_	_	_
彦	根	市	424.2	412.9	0.0	412.9	341.1	333.5	0.0	333.5	166.5	156.7	0.0	156.7	250.1	250.1	250.1	0.0	_	_	_	_
近	江八	番市	257.1	239.2	0.0	239.2	204.2	191.1	0.0	191.1	66.9	63.0	0.0	63.0	141.0	123.1	123.1	0.0	_	_	_	_
草	津	市	447.0	417.4	0.0	417.4	275.0	260.4	0.0	260.4	139.6	132.6	0.0	132.6	312.7	279.1	279.1	0.0	_	_	_	_
守	山	市	287.1	287.1	0.0	287.1	185.2	185.2	0.0	185.2	87.1	87.1	87.1	0.0	182.7	181.8	181.8	0.0	_	_	_	_
栗	東	市	203.9	197.7	0.0	197.7	129.4	128.8	0.0	128.8	50.5	50.8	0.0	50.8	127.6	129.6	129.6	0.0	100.3	100.3	0.0	100.3
甲	賀	市	305.2	305.2	0.0	305.2	243.8	243.8	0.0	243.8	68.5	68.5	0.0	68.5	142.8	142.6	0.0	142.6	_	_	_	_
野	洲	市	164.7	164.7	0.0	164.7	116.6	116.6	0.0	116.6	45.6	45.6	0.0	45.6	144.8	129.8	129.8	0.0	_	_	_	_
湖	南	市	172.3	172.3	0.0	172.3	98.6	98.6	0.0	98.6	39.7	39.7	0.0	39.7	141.5	136.8	0.0	136.8	_	_	_	_
高	島	市	207.0	225.4	0.0	225.4	172.5	191.3	0.0	191.3	86.3	63.1	63.1	0.0	110.4	108.3	108.3	0.0	1	1	1	_
東	近 江	市	333.1	247.7	0.0	247.7	241.3	178.8	0.0	178.8	96.5	81.8	0.0	81.8	229.4	207.0	207.0	0.0	1	1	1	_
日	野	田丁	75.1	75.1	0.0	75.1	66.6	66.6	0.0	66.6	15.4	15.4	0.0	15.4	60.2	58.0	58.0	0.0	1	1	1	_
竜	Ξ	田丁	38.7	38.7	0.0	38.7	32.0	32.0	0.0	32.0	9.4	9.4	0.0	9.4	31.8	32.4	32.4	0.0	1	1	1	_
愛	荘	田丁	45.3	45.3	0.0	45.3	41.3	41.3	0.0	41.3	8.4	8.4	0.0	8.4	42.4	42.4	42.4	0.0	1	1	1	_
豊	郷	田丁	20.2	20.2	0.0	20.2	22.4	22.4	0.0	22.4	4.3	4.3	0.0	4.3	85.2	85.2	85.2	0.0	1	1	1	_
甲	良	田丁	18.2	18.2	0.0	18.2	25.6	25.6	0.0	25.6	4.5	4.5	0.0	4.5	39.2	39.2	39.2	0.0	1	1	1	_
多	賀	町	17.5	17.5	0.0	17.5	15.5	15.5	0.0	15.5	4.4	4.4	0.0	4.4	29.8	29.8	29.8	0.0	_	_	_	_
	比広域 努セン		434.5	459.3	0.0	459.3	362.4	388.6	0.0	388.6	112.5	127.4	0.0	127.4	317.5	333.1	0.0	333.1	51.3	51.3	0.0	51.3
合		計	4,584.4	3,606.6	0.0	3,606.6	3,813.1	2,823.2	0.0	2,823.2	1,005.9	962.5	150.2	812.3	3,102.8	2,943.9	2,331.4	612.5	151.6	151.6	0.0	151.6

			プラ	ラスチック	7 製容器台	回装		白色 l	トレイ		鋼製容	器包装	アルミ製	容器包装	紙/	パック	段ボ	ニール	合	計
	市町名	3	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡量	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	うち 引渡量	うち独自 処理量	収集量	再商品化 処理量	収集量	再商品化 処理量	収集量	再商品化 処理量	収集量	再商品化 処理量	収集量	再商品化 処理量
大	津	市	1,306.0	1,172.3	1,172.3	0.0	_	_	_	_	525.8	438.5	224.7	185.9	20.9	20.9	0.0	0.0	5,164.5	3,019.5
彦	根	中	1,484.6	941.1	941.1	0.0	_	_	_	_	171.1	171.1	28.1	28.9	0.5	0.5	116.4	116.4	2,982.4	2,411.0
近 :	エハ	幡市	_	_	-	_	0.7	0.5	0.5	0.0	94.2	94.2	39.4	39.4	12.8	12.8	143.0	143.0	959.3	906.2
草	津	中	1,869.2	1,231.6	1,231.6	0.0		_	1	-	181.6	181.6	76.4	76.4	1	-	163.3	163.3	3,464.6	2,742.3
守	山	市	992.5	1,004.5	1,004.5	0.0		_	1	-	89.7	89.7	74.0	74.0	23.0	23.0	583.4	583.4	2,504.5	2,515.6
栗	東	市	749.4	741.4	741.4	0.0		_	_	-	112.7	112.7	33.9	33.9	2.5	2.3	499.2	499.2	2,009.4	1,996.7
甲	賀	市	732.5	593.5	0.0	593.5	30.2	26.2	0.0	26.2	129.1	129.1	53.0	53.0	15.1	15.1	322.0	322.0	2,042.1	1,899.0
野	洲	市	393.6	238.3	238.3	0.0	_	_	_	_	89.7	89.7	38.0	38.0	_	_	114.4	114.4	1,107.5	937.2
湖	南	市	450.2	450.2	0.0	450.2	1.0	1.0	0.0	1.0	79.7	83.2	20.9	25.7	1.1	0.8	77.3	77.3	1,082.1	1,085.5
高	島	市	0.9	0.8	0.8	0.0		_	_	-	103.2	103.2	47.5	47.5	1.2	1.2	249.8	249.8	978.7	990.5
東	近江	L 市	_	_	_	_	5.3	4.5	1.2	3.3	206.2	206.2	68.9	68.9	10.1	10.0	139.7	139.7	1,330.5	1,144.6
日	野	囲丁	_	_	_	_	0.2	0.1	0.1	0.0	34.8	34.8	9.2	9.2	0.3	0.3	49.9	49.9	311.7	309.4
竜	王	町	_	_	_	_	0.7	0.5	0.5	0.0	13.2	13.2	14.1	14.1	1.6	1.6	34.2	34.2	175.6	176.0
愛	荘	囲丁	_	_	_	_	0.8	0.8	0.0	0.8	38.3	38.3	25.6	25.6	_	_	12.4	12.4	214.4	214.4
豊	郷	田丁	_	_	_	_	5.1	5.1	5.1	0.0	14.4	14.4	2.3	2.3	_	_	9.3	9.3	163.1	163.1
甲	良	町	_	_	-	_	2.1	2.1	2.1	0.0	9.5	9.5	2.7	2.7	-	-	0.0	0.0	101.7	101.7
多	賀	町	_	_	_	_	1.2	1.2	1.2	0.0	7.2	7.2	2.3	2.3	1.2	1.2	0.0	0.0	79.0	79.0
	と広域 务セン		1,098.6	1,040.0	1,040.0	0.0	122.1	153.0	0.0	153.0	212.0	209.6	86.9	86.9	68.1	68.1	1,016.3	1,016.3	3,882.1	3,933.7
合		計	9,077.5	7,413.7	6,370.0	1,043.7	169.2	194.9	10.6	184.3	2,112.3	2,026.2	847.7	814.5	158.2	157.7	3,530.5	3,530.5	28,553.1	24,625.3

湖北広域行政事務センター:長浜市、米原市 引渡量:容器包装リサイクル協会への引渡量(各ガラス容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイのみ) 独自処理量:市町が独自に契約した処理業者による処理量 前年度からの保管残量等があるため、収集量と再商品化処理量は一致しない場合がある。

表一5 ごみ処理の詳細

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
① 総 人 口 ( 人 )	1, 340, 200	1, 347, 187	1, 353, 170	1, 358, 978	1, 365, 059	1, 377, 215	1, 378, 678	1, 388, 931	1, 389, 630	1, 390, 771
②計画処理区域内人口(人)	1, 340, 200	1, 347, 187	1, 353, 170	1, 358, 978	1, 365, 059	1, 377, 215	1, 378, 678	1, 388, 931	1, 389, 630	1, 390, 771
③計画収集人口(人)	1, 337, 815	1, 344, 486	1, 351, 749	1, 357, 876	1, 365, 059	1, 377, 215	1, 378, 678	1, 388, 931	1, 389, 630	1, 390, 771
④自家処理人口(人)	2, 385	2, 701	1, 421	1, 102	0	0	0	0	0	0
⑤収集ごみ量(1/日)	1, 168	1, 180	1, 201	1, 182	1, 196	1, 207	1, 182	1, 138	1, 117	1, 077
⑥直接搬入量( t / 日)	119	119	116	104	101	86	88	84	98	96
①自家処理量( t / 日)	11	9	4	5	-	0	0	0	0	0
⑧集団回収量(t/日)	6/	82	79	82	82	78	9/	80	72	73
a 総 排 出 量 (t/日)	1, 298	1, 305	1, 320	1, 292	1, 298	1, 305	1, 271	1, 223	1, 204	1, 173
b 総 排 出 量 (t/日) (5+6+8)	1, 366	1, 381	1, 395	1, 369	1, 379	1, 383	1, 347	1, 303	1, 275	1, 246
1日1人当た 本県(g/人・日)	696	896	926	951	951	948	922	880	998	844
7がいまみ ( a / ① ) 全国 ( g / 人・日)	1, 124	1,111	1, 106	1, 086	1, 069	1, 052	1, 025	972	935	918
1日1人当た 本県(g/人・日) に推出号	1, 019	1, 025	1, 031	1,007	1, 010	1, 004	716	938	918	896
7 がいまつ ( b / ① ) 全国 (g/人・日)	1, 180	1, 166	1, 163	1, 146	1, 131	1, 116	1, 089	1, 033	994	976

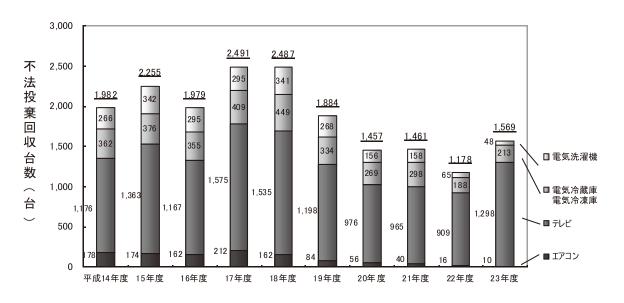
国では、平成17年度より総排出量の定義を a総排出量(計画収集量+直接搬入量+<u>自家処理量</u>)から b総排出量(計画収集量+直接搬入量+<u>集団回収量</u>)へ変更しています。 (2ページ参照)

#### ●廃家電 4 品目の不法投棄状況

家電リサイクル法(平成 13 年 4 月施行)では、エアコン、テレビ(ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・電気衣類乾燥機の 4 品目が対象となっています。一般的な家電リサイクル法のルートでは、消費者から排出された家電 4 品目は、小売業者によって製造業者が設置する指定引取場所まで運ばれます。さらに、指定引取場所からそれぞれの製造業者のリサイクルプラントへ運ばれ、そこでリサイクルされます。なお、消費者は、家電 4 品目を排出する際、リサイクル料金や収集運搬料金を支払うことになっています。

このような家電リサイクル法ルートにのらず、不法投棄され、行政によって回収された廃家電4品目の台数の推移は下図のとおりです。

## 不法投棄された廃家電4品目の回収台数の推移



平成21年度から、電気洗濯機に「電気衣類乾燥機」が、テレビに「液晶・プラズマ式テレビ」が追加された。

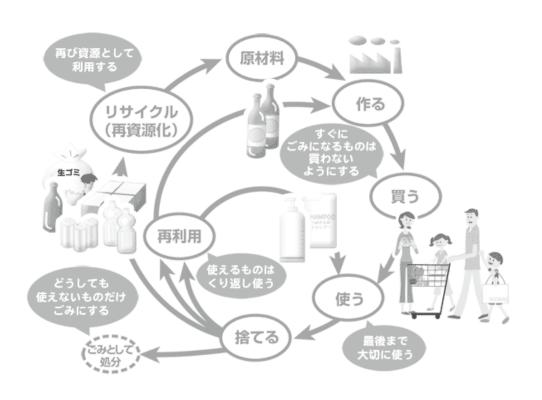
#### ●資源循環型社会の構築

廃棄物の処理においては、従来の「単に燃やして埋める」という「ごみ処理」から、「ごみ」を「資源」として捉え、ごみの発生抑制や資源化を徹底的に行う資源循環型社会への転換を図っていかなければなりません。このため、平成23年8月に「第三次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量に関する目標やそのための進めるべき取組、県民・事業者・行政など関係者の役割を取りまとめました。

市町では、既にごみの分別収集や資源化が進められていますが、更に焼却施設から発生する熱エネルギーを有効に活用するサーマルリサイクルを進めるなど、資源循環型社会の構築を目指した取り組みが求められています。

また、平成 18 年 6 月に公布された改正容器包装リサイクル法では、質の高い分別収集・再商品化を推進するために、再商品化の合理化に寄与した市町村に対して金銭を支払う仕組みである「市町村への資金拠出制度」が創設されました(平成 20 年度から開始)。この仕組みは、質の高い分別収集を行う市町村に対して、容器包装製造・利用事業者から資金が拠出されるというものです。この仕組みにより、分別の質の向上、特に異物混入の多い「プラスチック製容器包装」の質の向上が期待されています。

我々の生活を見直していけば、資源循環型社会の構築のためにできることは多くあります。 今後とも県民・事業者・行政などが一体となって、資源循環型社会を構築していく必要があ ります。



## Ⅲ 一般廃棄物 生活排水処理の概要

生活排水は、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水のことで、し尿に係るものと、それ以外の生活雑排水とに分けられます。生活排水の処理区分は図ー11 のとおりです。

一般廃棄物として収集されているのは、計画収集(汲み取り)し尿と、みなし浄化槽(19ページ参照)または浄化槽から発生する汚泥となります。

図-11 生活排水の処理区分

#### 1 し尿処理の状況

平成 22 年度における収集量は生し尿が 85,755kl、浄化槽汚泥が 152,322kl、合計 238,077klです。 下水道の普及により収集量は減少傾向にあります。

し尿処理の状況をトイレの水洗化という観点から分けると、水洗化による方法(下水道、浄化槽)と 非水洗化による方法(市町等による生し尿の計画収集、住民による自家処理)との人口比率の推移は図 -13 のとおりで、水洗化人口が年々増加しており、平成 22 年度は 93.8%に達しています。

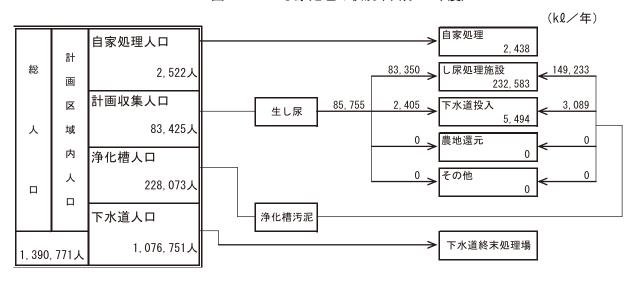


図-12 し尿処理の状況(平成22年度)

表一6 し尿処理における水洗化人口等の推移

(人)

年	度		平成10	3年度	平成14	l年度	平成15	年度	平成16	6年度	平成17	年度
	画 収 第域内人口		340, 200	100. 0%	1, 347, 187	100.0%	1, 353, 170	100. 0%	1, 358, 978	100. 0%	1, 365, 059	100.0%
水洗	下水道	直	711, 167	53. 1%	775, 112	57. 5%	830, 283	61. 4%	866, 389	63. 8%	922, 330	67. 6%
光化人	浄化棉	事 (	357, 392	26. 7%	332, 700	24. 7%	321, 919	23. 8%	310, 434	22. 8%	286, 636	21. 0%
	計	1, 0	068, 559	79. 7%	1, 107, 812	82. 2%	1, 152, 202	85. 1%	1, 176, 823	86. 6%	1, 208, 966	88. 6%
非水	計画収集		259, 854	19. 4%	229, 618	17. 0%	191, 677	14. 2%	174, 433	12. 8%	151, 558	11. 1%
洗化			11, 787	0. 9%	9, 757	0. 7%	9, 291	0. 7%	7, 722	0. 6%	4, 535	0. 3%
스	計	2	271, 641	20. 3%	239, 375	17. 8%	200, 968	14. 9%	182, 155	13. 4%	156, 093	11. 4%

年	度	平成18	3年度	平成19	年度	平成20	)年度	平成21	年度	平成22	2年度
計 区:	画 収集 域内人口	1, 377, 215	100. 0%	1, 378, 678	100. 0%	1, 388, 931	100. 0%	1, 389, 630	100. 0%	1, 390, 771	100.0%
水	下水道	977, 125	70. 9%	1, 011, 202	73. 3%	1, 032, 608	74. 3%	1, 065, 690	76. 7%	1, 076, 751	77. 4%
洗化人	浄 化 槽	264, 610	19. 2%	252, 481	18. 3%	248, 772	17. 9%	229, 817	16. 5%	228, 073	16. 4%
	計	1, 241, 735	90. 2%	1, 263, 683	91. 7%	1, 281, 380	92. 3%	1, 295, 507	93. 2%	1, 304, 824	93. 8%
非水	計画収集 人 口	131, 304	9. 5%	111, 810	8. 1%	104, 850	7. 5%	91, 377	6. 6%	83, 425	6. 0%
洗化		4, 176	0. 3%	3, 185	0. 2%	2, 701	0. 2%	2, 746	0. 2%	2, 522	0. 2%
스	計	135, 480	9. 8%	114, 995	8. 3%	107, 551	7. 7%	94, 123	6. 8%	85, 947	6. 2%

各数値の右欄には、県内人口に対する割合を記載しています。

図-13 水洗化人口と非水洗化人口比率の推移

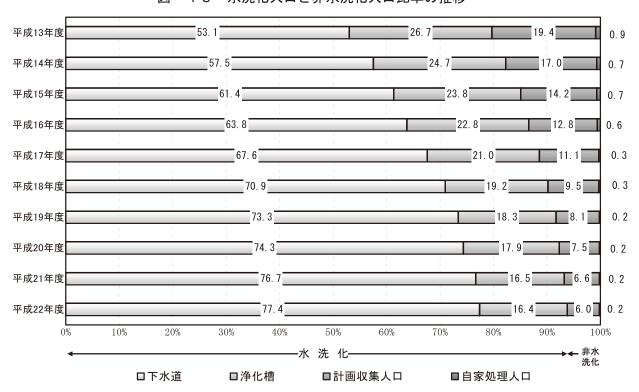


表-7 し尿処理の詳細

	年 度	平成13	年度	平成14	l年度	平成15	年度	平成16	年度	平成17	年度
収	①生し尿 (kl/年)	230, 877	49. 0%	206, 030	46. 9%	188, 199	46. 3%	166, 678	44. 8%	148, 724	43. 4%
集	浄化槽汚泥 (kl/年)	240, 379	51.0%	233, 657	53. 1%	218, 247	53. 7%	205, 680	55. 2%	194, 276	56. 6%
量	計 (kl/年)	471, 256	100.0%	439, 687	100. 0%	406, 446	100.0%	372, 358	100. 0%	343, 000	100.0%
	自家処理量 (kl/年)	8, 33	6	7, 53	9	8, 56	3	6, 49	1	2, 94	.8
	②計画収集人口 取収集人口) (人)	259, 8	54	229, 6	18	191, 6	377	174, 4	.33	151, 5	58
	、1日当たり排出量 ②÷365日)(l/日)	2. 43	3	2. 40	6	2. 69	9	2. 62	2	2. 69	9
	し尿処理施設 (kl/年)	452, 559	96. 4%	401, 319	97. 2%	391, 156	96. 8%	358, 716	96. 8%	331, 956	96. 8%
処	下水道投入 (kl/年)	6, 513	1.4%	6, 608	1. 6%	7, 231	1. 8%	6, 066	1. 6%	5, 661	1. 7%
理	農地還元 (k2/年)	35	0%	15	0%	15	0%	0	0%	0	0%
内	海洋投入 (kl/年)	10, 165	2. 2%	4, 899	1. 2%	5, 528	1. 4%	5, 634	1. 5%	5, 383	1. 6%
訳	その他 (kl/年)	61	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計 (kl/年)	469, 333	100. 0%	412, 841	100. 0%	403, 930	100.0%	370, 416	100. 0%	343, 000	100. 0%

	年度	平成18	年度	平成19	年度	平成20	)年度	平成21	年度	平成22	生度
収	①生し尿 (k2/年)	139, 594	42. 8%	117, 324	39. 8%	104, 729	37. 7%	93, 060	36. 5%	85, 755	36. 0%
集	浄化槽汚泥 (k2/年)	186, 805	57. 2%	177, 604	60. 2%	172, 842	62. 3%	161, 810	63. 5%	152, 322	64. 0%
星	計 (kl/年)	326, 399	100. 0%	294, 928	100. 0%	277, 571	100.0%	254, 870	100. 0%	238, 077	100. 0%
	自家処理量 (kl/年)	5, 52	2	3, 35	52	2, 71	3	2, 54	.7	2, 43	8
	②計画収集人口 取収集人口) (人)	131, 3	04	111, 8	310	104, 8	50	91, 3	77	83, 42	25
	、1日当たり排出量 ②÷365日)(ℓ/日)	2. 9	1	2. 8	7	2. 7	4	2. 79	9	2. 82	2
	し尿処理施設 (kQ/年)	313, 748	97. 8%	290, 513	98. 6%	273, 840	98. 3%	250, 327	98. 2%	232, 583	97. 7%
処	下水道投入 (kl/年)	4, 678	1. 5%	4, 082	1. 4%	4, 609	1. 7%	4, 543	1.8%	5, 494	2. 3%
理	農地還元 (k2/年)	0	0%	28	0%	0	0%	0	0%	0	0%
内	海洋投入 (kl/年)	2, 451	0. 8%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
訳	その他 (kl/年)	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計 (kl/年)	320, 877	100.0%	294, 623	100.0%	278, 449	100.0%	254, 870	100. 0%	238, 077	100. 0%

## 2 生活雑排水処理の状況

本県の生活雑排水処理率(総人口のうち生活雑排水を処理している人口の割合)は年々上昇しており、 平成23年度(平成24年3月末)では、下水道により78.5%、農業集落排水施設等により7.3%、浄化槽 により6.8%、合計92.6%となっています。

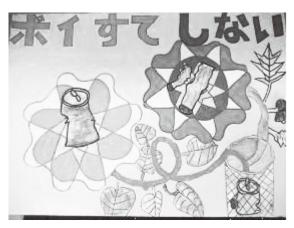


図-14 生活雑排水処理率の推移

農業集落排水施設等には、林業集落排水施設を含む。

表一8 市町別生活雑排水処理人口(平成23年度末現在)

	総人口	L'T 1444				
市町名	H24. 3. 31 (住民基本台帳人口)	生活雑排水 処理人口	下水道	農業集落 排水施設	浄化槽	林業集落 排水施設
大津市	336, 223	324, 110	315, 853	981	7, 276	0
彦根市	110, 314	100, 256	75, 531	4, 671	20, 054	0
長浜市	121, 272	113, 212	85, 230	25, 567	2, 415	0
近江八幡市	80, 810	71, 203	48, 715	658	21, 830	0
草津市	122, 698	117, 686	110, 813	4, 711	2, 162	0
守山市	78, 039	77, 220	70, 572	4, 424	2, 224	0
栗東市	64, 987	62, 088	61, 232	191	665	0
甲賀市	91, 569	77, 254	50, 115	10, 035	17, 104	0
野洲市	50, 394	49, 099	45, 878	3, 020	201	0
湖南市	52, 737	49, 404	45, 576	0	3, 828	0
高島市	52, 583	45, 896	31, 845	9, 200	4, 811	40
東近江市	114, 153	100, 083	66, 194	28, 316	5, 573	0
米原市	40, 371	36, 582	30, 903	3, 776	1, 903	0
日野町	22, 404	18, 263	11, 807	4, 900	1, 556	0
竜王町	12, 818	11, 562	9, 290	885	1, 387	0
愛荘町	20, 221	18, 161	17, 289	0	872	0
豊郷町	7, 301	6, 423	6, 286	0	137	0
甲良町	7, 685	5, 741	5, 413	0	328	0
多賀町	7, 893	6, 827	5, 973	447	407	0
合計	1, 394, 472	1, 291, 070	1, 094, 515	101, 782	94, 733	40



津田 統二郎さん (滋賀大学教育学部附属小学校3年) の作品

表-9 生活雑排水処理の詳細

					T *40 - T -	T *40 F *-	T - 1 - 1	T 3455 T 4
					平成12年度末	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末
	総	人	П	(人)	1, 334, 621	1, 341, 405	1, 348, 241	1, 353, 893
$\overline{}$	水	道	処 理 人	口(人)	651, 284	718, 011	777, 775	827, 645
١,	八	坦	処 理	率(%)	48. 8	53. 5	57. 7	61. 1
農	業集			口(人)	102, 379	104, 800	106, 459	107, 303
排	水 施 設	等	処 理	率(%)	7. 7	7. 8	7. 9	7. 9
浄	化	槽	処理人	口(人)	164, 322	164, 828	154, 911	152, 930
/ <del>†</del>	10	Te	処 理	率(%)	12. 3	12. 3	11. 5	11. 3
生	活 雑 排	水	. 処 理	率 (%)	68. 8	73. 6	77. 1	80. 4
生	活雑排기	く未	処 理 人	口(人)	416, 636	353, 766	309, 096	266, 015

						平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
	総	人	П		(人)	1, 359, 273	1, 365, 393	1, 371, 577	1, 377, 886
下	水	道	処 理 人	П	(人)	888, 040	932, 673	972, 208	1, 005, 145
'	<b>//</b>	炟	処 理	率	(%)	65. 3	68. 3	70. 9	72. 9
農	業集	落			(人)	107, 792	107, 941	107, 015	105, 475
排	水施設	等	処 理	率	(%)	7. 9	7. 9	7. 8	7. 7
浄	化	槽	処 理 人	П	(人)	144, 771	126, 197	117, 537	113, 960
/于	16	佰	処 理	率	(%)	10. 7	9. 2	8. 6	8. 3
生	活雑技	非水	、 処 理	率	(%)	83. 9	85. 5	87. 3	88. 9
生	活 雑 排 ス	水 未	処 理 人	П	(人)	218, 670	198, 582	174, 817	153, 306

					平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
	総	人		(人)	1, 382, 321	1, 386, 570	1, 390, 927	1, 394, 472
下	水	道	処 理 人	口 (人)	1, 034, 070	1, 060, 784	1, 077, 247	1, 094, 515
	<b>/</b> /\	坦	処 理	率 (%)	74. 8	76. 5	77. 4	78. 5
農	業集		処 理 人	口 (人)	105, 427	104, 502	104, 148	101, 822
排	水施設	と 等	処 理	率(%)	7. 6	7. 5	7. 5	7. 3
浄	化	槽	処 理 人	口 (人)	109, 537	101, 510	100, 298	94, 733
/ <del> </del>	16	佰	処 理	率(%)	7. 9	7. 3	7. 2	6. 8
生	活雑技	非水	、処 理	率 (%)	90. 4	91. 4	92. 1	92. 6
生	活 雑 排 🧦	水未	処 理 人	口 (人)	133, 287	119, 774	109, 234	103, 402

農業集落排水施設等には、林業集落排水施設を含む。



鎌田 真成さん (近江八幡市立桐原小学校4年) の作品

#### ●生活排水対策の推進

琵琶湖をはじめとする公共水域の水質汚濁防止のためには、生活排水をきれいな水に処理することが必要です。

そこで、生活排水を処理できる施設として、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の設置が進められています。平成23年度における生活排水処理施設の整備率(汚水処理人口普及率)は全国平均(ただし、岩手県、福島は除く)で87.6%、本県では98.2%となっています。

生活排水処理施設の整備は、地域の特性に応じた適切な手法を選定する必要があります。下水 道については行政が計画的に整備を進めますが、下水道の計画区域外や整備まで長期間を要する 地域については、各家庭に下水道と同等の能力を持つ浄化槽の設置を推進することが必要です。

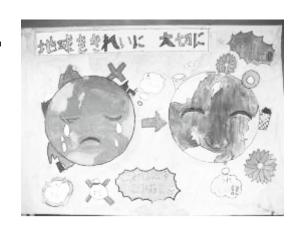
そのため本県では、浄化槽の設置に関する補助制度を設けているほか、平成9年度に全国で初めて条例により浄化槽の設置を義務付けました。

浄化槽の設置数は、平成22年度末現在、全県で40,745基となっています。

今後は、設置後の維持管理の徹底等新たな課題への取組みも必要となると考えます。

なお、平成 12 年度まで浄化槽の一種とされてきた、みなし浄化槽(単独処理浄化槽)は、し 尿のみを処理する施設であり、それ以外の汚水は未処理で排出してしまうことから、法改正によ り平成 13 年度から新設が禁止されました。これにより、生活排水全てを処理できる合併処理浄 化槽のみが浄化槽と規定され、整備が進められています。

松野下 遥さん (近江八幡市立桐原小学校4年) の作品





堀内 伸さん(滋賀大学教育学部附属中学校1年)の作品

## Ⅳ 一般廃棄物 処理事業の概要

## 1 一般廃棄物処理事業経費と有料化状況

平成 22 年度におけるごみ処理経費は 198 億円、し尿処理経費は 41 億円で、合計 239 億円となっています。これを 1 人当たりの年間経費に換算すると約 17,200 円となります。

また、ごみ処理の有料化状況では、家庭系可燃ごみ(直接搬入除く)を有料化しているのは 12 市町で、 無料としている 7 市町を上回っています。

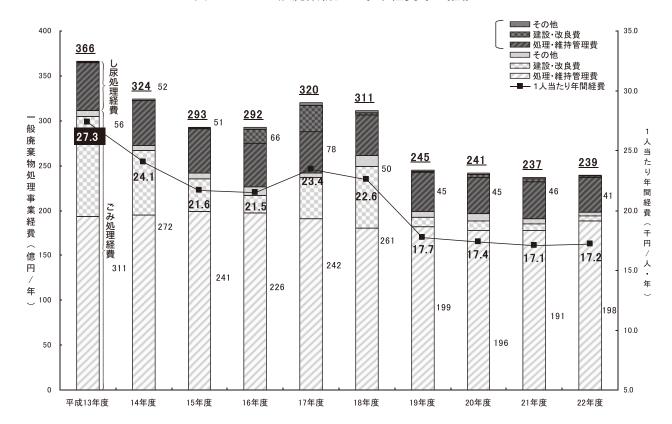


図-15 一般廃棄物処理事業経費等の推移

一般廃棄物処理事業経費=ごみ処理経費+し尿処理経費

一般廃棄物処理事業経費には、処理・維持管理費(人件費、処理費、委託費等)、建設・改良費(工事費、調査費等)、その他(清掃事務所の整備に係る経費等)が含まれる。

表一10 市町別ごみ処理における有料化状況(直接搬入ごみ※1を除く)(平成24年12月末現在)

	も町名	z	家	庭系可燃こ	゛み	家 (プラ	庭系資源こ スチック類	゛み 頁)※2	家庭系ス	下燃ごみ	家庭系料	祖大ごみ	事業系可	丁燃ごみ
Ľ	լյայ դ	1	有料	徴収方法	無料	有料	徴収方法	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料
大	津	市			0			0		0	0		0	
彦	根	市			0			0		0	0		0	
長	浜	市	0	А				0	0			0	0	
近江	エ八草	番市			0	5	分別収集な	L		0	0		0	
草	津	市	0	В		0	В			0	0		0	
守	山	市	0	А		0	А		0		0		0	
栗	東	市	0	А		0	А		0		0		0	
甲	賀	市	0	А		0	А			0	0		0	
野	洲	市	0	А		0	А		0		0		0	
湖	南	市	0	А		0	А			0	0		0	
高	島	市			0			O <b>%</b> 3		0	0		0	
東	近 江	市			0	5	分別収集な	L		0	0		0	
米	原	市	0	Α				0	0			0	0	
日	野	町			0	5	分別収集な	L		0	収集 直接搬力	なし 入は有料	0	
竜	Ξ	町			0	5	分別収集な	L		0		O <b>%</b> 4	0	
愛	荘	町	0	Α		5	分別収集な	L	0			0 %4	0	
豊	郷	町	0	А		5	分別収集な	L		0		0	0	
甲	良	町	0	Α		5	分別収集な	L		0		0	0	
多	賀	町	0	А		5	分別収集な	L	0			0	0	
合		計	1	12	7		6	5	7	12	11	6	19	0

- ※1 直接搬入ごみ…住民や事業者によって、ごみ処理施設まで直接搬入されるごみ

- ※2 ペットボトル、白色トレイは除く ※3 分別収集を行っているのは、旧高島町地域のみ ※4 1年間に2回、拠点を設けて回収を実施(無料)。それ以外は、ごみ処理施設まで直接搬入してもらっている(有料)。

## 《徴収方法》

- A: 単純従量型。排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量に関わ
- らず一定である。 B: 超過量従量型。排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に 応じて手数料を負担する方式。



宝田 亮輝さん(東近江市立能登川中学校1年)の作品

## 2 事務組合の組織状況

複数市町が共同で事務を行うため組織された事務組合では、廃棄物処理をはじめとした、様々な公共サービスを地域住民に提供しています。

平成24年12月末現在、一般廃棄物処理事業を行う県内事務組合は8団体となっています。

表一11 事務組合一覧(平成24年12月末現在)

事務組合名	設立年月日	郵便番号	所在地	電話番号	管内市町	事業内容
		526-0021	長浜市八幡中山町200	事務局 0749-62-7143 クリスタルプラザ 0749-62-7141 (可燃ごみ、資源ごみ) クリーンプラント	長浜市(旧の木之本町、 余呉町、西浅井町地域を 除く) 米原市	<ul><li>○ごみの収集運搬・中間処理・最終処分、業の許可及び施設建設</li></ul>
湖北広域行政 事務センター	S40. 4. 5	526-0251	長浜市大依町1337 	0749-74-3377 (不燃ごみ、粗大ごみ)		の計画施行、資源化 ○し尿の収集運搬・中間処理・残 - 渣の処理、業の許可及び施設建
		529-0367	長浜市湖北町海老江1049	第1プラント 0749-79-0181 (し尿)	長浜市 米原市 	設の計画施行  ○火葬場 霊柩車 
		529-0708	長浜市西浅井町沓掛1313-1	伊香クリーンプラザ 0749-88-0088 <sup>(ごみ)</sup>	長浜市(旧の木之本町、 余呉町、西浅井町地域の み)	
八日市布引 ライフ組合	\$41. 3. 3	527-0066	東近江市柴原南町1590	0748-22-0465	東近江市(旧の愛東町、湖東町地域を除く)近江八幡市(旧安土町地域のみ)日野町 竜王町	○し尿の収集運搬・中間処理・残 査の処理 ○火葬場
中部清掃組合	S46. 5. 28	529-1663	蒲生郡曰野町北脇1-1	0748–53–0155	東近江市(旧の愛東町、湖東町地域を除く)近江八幡市(旧安土町地域のみ)日野町 竜王町	<ul><li>○ごみの中間処理、最終処分、残 渣の処理及び施設建設の計画施 行、資源化</li></ul>
		528-0005	甲賀市水口町水口6218	事務局 0748-62-0056	甲賀市 湖南市 (	○ごみの中間処理、残渣の処理及び施設建設の計画施行 ○し尿の収集運搬・中間処理・残
甲賀広域行政 組合	S48. 4. 1	528-0005	甲賀市水口町水口6458	第 1 施設 0748-62-0809		査の処理、施設建設の計画施行 ○消防事務 ○市税の滞納整理 ○火薬取締法に係る滋賀県知事の
		528-0005	甲賀市水口町水口6677	第 2 施設 0748-62-5454		属する事務のうち、市町が処理 することとされた事務
湖東広域衛生管理組合	\$49. 9. 1	529-1162	犬上郡豊郷町八町500	豊楠苑(事務局) 0749-35-4058	米近江川(旧の変米	○し尿の収集運搬・中間処理・業 の認可、施設建設の計画施行 ○可燃ごみの中間処理並びに廃乾
官理和日		527-0102	東近江市平柳町3-1 東近江市平柳町3-1	リバースセンター 0749-45-0366	甲良町 多賀町	電池の処分及び施設の設置・運 営・管理
愛知郡広域行政 組合	S50. 4. 1	527-0108	東近江市小八木町16 (愛知郡広域行政組合庁舎3 階)	0749-45-1416	東近江市 (旧の愛東 町、湖東町地域のみ) 愛荘町	<ul><li>○ごみの最終処分及び施設建設の計画施行</li><li>○上水道事業</li><li>○火葬場</li><li>○休日診療業務</li></ul>
湖南広域行政	H10. 4. 1	520-3024	栗東市小柿3-1-1	事務局 077-551-2727	草津市 守山市	〇し尿の収集運搬・中間処理・業 の許可・残渣の処理、施設建設 の計画施行 〇消防事業
組合		525-0015	草津市集町404-1	環境衛生センター 077-568-0251	栗東市 野洲市	○第二次救急医療に関する事務 ○火薬取締法に係る滋賀県知事の 属する事務のうち、市町が処理 することとされた事務
彦根愛知犬上	H12. 11. 1	529-1161	犬上郡豊郷町大字四十九院 1252	事務局 0749-35-0015	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	<ul><li>○ごみの最終処分の施設建設の計画、施行</li><li>○火葬場</li><li>○新しいごみ処理施設建設に関す</li></ul>
広域行政組合		522-0013	彦根市中山町381-1	中山投棄場 0749-26-5250	彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町	る事務 〇ごみの最終処分場の設置および 管理運営に関する事務

## 3 一般廃棄物処理施設等の整備状況

## (1) 焼却処理施設

表一12 焼却処理施設一覧(平成24年12月末現在)

事業主体名	施設名称	<b>処理能力</b> (t/日)	炉型式	使用開始 年度	余熱利用 状況	発電能力 (kW) 総発電量 (MWh)	郵便番号	施設所在地	電話番号
① 大津市	大津市環境美化センター	180	全連続	1988	場内温水 場外温水	ı	520-0823	大津市膳所上別保町 785-1	077-531-0230
2 "	大津市北部クリーンセン ター	170	全連続	1989	場内温水 場外温水	-	520-0351	大津市伊香立北在地町 272	077-598-2781
3 "	大津市大津クリーンセン ター	75	全連続	1983	-	-	520-2263	大津市大石中央六丁目 5-1	077-546-3081
④ 彦根市	彦根市清掃センター	90	バッチ	1977	-	-	522-0055	彦根市野瀬町279-1	0749-22-2734
⑤ 近江八幡市	近江八幡市立第2クリーン センター	100	准連続	1982	場内温水	-	523-0087	近江八幡市北津田町 159	0748-32-4394
⑥ 草津市	草津市立クリーンセンター	150	准連続	1997	場内温水	-	525-0043	草津市馬場町1200	077-562-6361
⑦ 守山市	守山市環境センター	90	全連続	1985		-	524-0215	守山市幸津川町2845	077-585-3728
⑧ 栗東市	栗東市環境センター	76	全連続	2002	場内温水 場内蒸気 その他	-	520-3017	栗東市六地蔵31	077-553-1901
⑨ 野洲市	野洲クリーンセンター	90	全連続	1982		-	520-2313	野洲市大篠原3333-2	077-588-0568
⑩ 高島市	高島市環境センター	75	全連続	2002	場内温水	1	520-1644	高島市今津町途中谷 236	0740-24-0031
⑪ 湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	168	全連続	1998	場内温水その他	-	526-0021	長浜市八幡中山町200	0749-62-7141
12 "	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ	28	バッチ	1997	場内温水	-	529-0708	長浜市西浅井町沓掛 1313-1	0749-88-0088
③ 中部清掃組合	中部清掃組合 日野清掃センター	180	全連続	2007	場内発電	2, 800 13, 194	529-1663	蒲生郡曰野町北脇1-1	0748-53-0155
④ 甲賀広域行政 組合	甲賀広域行政組合衛生セン ター 第2施設	150	准連続	1995	場内温水	-	528-0005	甲賀市水口町水口6677	0748-62-5454

図-16 焼却処理施設位置図(平成24年12月末現在)

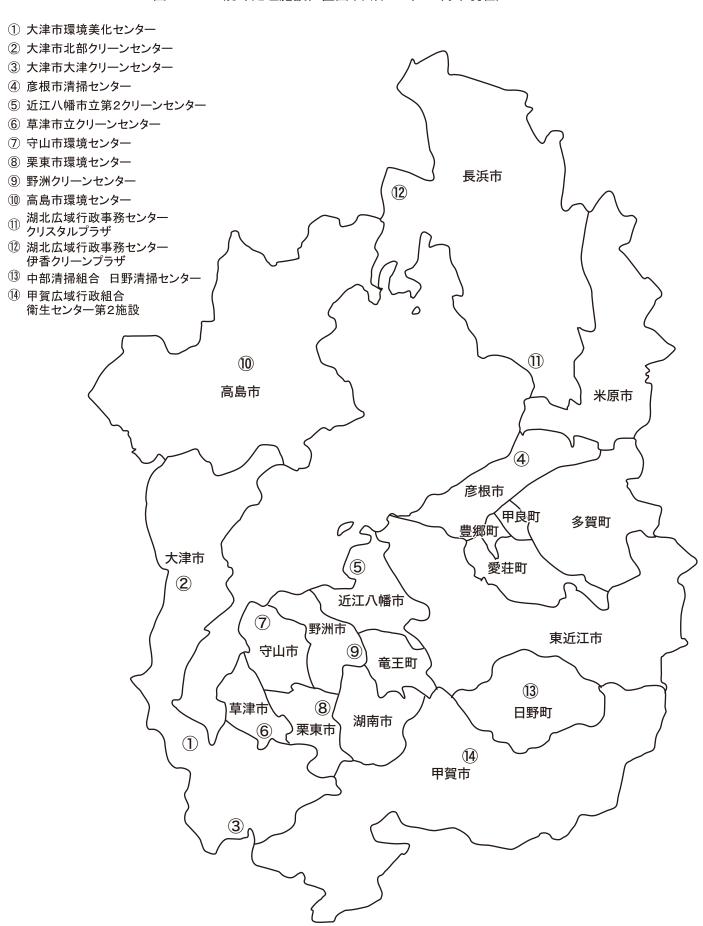


表 - 13 焼却施設ダイオキシン類自主検査測定結果一覧(平成23年度測定結果)

施設名称				排出ガス 測定結果 (ngTEQ/m3N)	ダイオキシン類 排出基準 (ngTEQ/m3N)	試料採取日
大津市環境美化センター	1 2	号 号	炉炉		5	H23.8
大津市北部クリーンセンター	1	号	炉	0.03	5	H23.10
	2 号		炉	0.31		H23.10
大津市大津クリーンセンター				0.23	5	H22.11
	1	号	炉	0.0005		H23.10
彦根市清掃センター	2	号	炉	0.0049	5	H23.10
	3	号	炉	0.0078		H23.10
近江八幡市立 第 2 クリーンセンター	1 2	号 号	炉 炉	0.035 0.031	5	H23.11 H23.11
	1	号	炉	0.0079		H23.11
草津市立クリーンセンター	2	号	炉	0.015	5	H23.7
	3	号	炉	0.091		H23.6
空山主理接われる	A 炉 B 炉		户	0.025	10	H23. 9
守山市環境センター			沪	0.00092	10	H23. 9
栗東市環境センター	1	号	炉	0.0016	5	H23.10
未来市場境センター	2	号	炉	0.000092	5	H23.11
野洲クリーンセンター	1	号	炉	0.049	10	H23.8
11/m / 5 — / E/ / —	2	号	炉	0.064	10	H23.8
高島市環境センター	1	号	炉	0.09	r	H23.11
同島中塚境センター	2	号	炉	0.2	5	H23.11
湖北広域行政事務センター	1	号	炉	0.0016	E	H23.11
クリスタルプラザ	2	号	炉	0.0047	5	H23.11
	1	号	炉	0.54	10	H23.11
伊香クリーンプラザ	2	号	炉	0.42	10	H23.12
	1	号	炉	0.0045		H23.8
中部清掃組合 日野清掃センター	2	号	炉	0.00025	1	H23.8
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3	号	炉	0.00093		H23.8
	1	号	炉	0.35		H23.10
甲賀広域行政組合 衛生センター第 2 施設	2	号	炉	0.13	5	H23.10
	3 号 炉		炉	0.2		H23.10

#### ●ダイオキシン類削減対策の推進

平成9年度の廃棄物処理法施行令および施行規則の改正により、廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類の排出濃度基準の設定、焼却施設の構造・維持管理基準の強化等が図られました。既存の焼却施設については、これら基準が段階的に適用されてきましたが、平成14年12月から、完全施行(14年規制)されました。

県では、稼働中の廃棄物焼却施設について、立入検査や排出ガスについての行政検査を順次 行い、基準適合状況を確認しています。

なお、平成 23 年度に実施した 13 施設の排ガス行政検査の結果、排出基準を超過した施設はありませんでした。

#### 廃棄物処理法に基づく許可・届出等施設

		平成 23 年度末現在			
区分		許可(届出)施設数			
一般廃棄物焼却施設	<b>※</b> 1	11			
産業廃棄物焼却施設	<b>※</b> 2	18			
その他の産業廃棄物焼却施設	ж 3	6			

- ※1 市町等が設置する家庭ごみ等の焼却施設
- ※2 汚泥、廃油、廃プラスチック類等の処理能力が、一定規模以上の産業廃棄物焼却施設
- ※3 上記の許可(届出)の対象とならない施設で、産業廃棄物中間処理業者が設置するもの



長江 優加さん (東近江市立聖徳中学校2年) の作品

## (2) 再資源化施設、粗大·不燃物処理施設等

## 表-14 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等一覧(平成24年12月末現在)

□ 大事等 (1997) ー リー・ディー・	事業主体名	施設名称	処理対象廃棄物	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始	郵便番号	施設所在地	電話番号
		大津市北部クリーンセンター	不燃ごみ 大型ごみ 直接搬入ごみ	選別		年度		大津市伊香立北在地町	077-598-2781
□ ・		大津市北部クリーンセンター		選別					
中 (神楽性の理解) ベッチボル・ 「		設)		圧縮・梱包					
□ (根太下の意味を辿)	2 "	(再資源化施設)			21	1986	520-2263	大津市大石中6-5-1	077-546-3081
□ 日本の	"	(粗大ごみ処理施設)	粗大ごみ 不燃ごみ	破砕	25	1983	"	"	"
一 (1人の数法報) フラム製 会談 名称 1900 「	③ 彦根市		粗大ごみ 直接搬入ごみ	破砕・選別	50	1979	522-0055	彦根市野瀬町279-1	0749-24-3879
### 15世別の情報を到	"		ガラス類	選別	8	1990	"	"	"
一	"		金属類	選別 その他	4. 9	1997	"	"	"
近日八橋市 20 円のため美味養  10   1991   525-007   近日八橋市北との 20 円のためません 1   1991   525-007   近日八橋市北と町100   014-32-101   1992   1993   1993   525-007   近日八橋市北中町100   014-32-101   1993	"		ペットボトル	圧縮・梱包	1	2001	"	"	"
② 近江八橋町 19-7 (大田である) (大田である	"		不燃ごみ	熱風溶融圧縮	7. 5	1988	522-0056	彦根市開出今町1330	"
近点の場所の第ネタリーンセンター   技術・単位   2   1999	④ 近江八幡市	ンター		破砕	32	1991	523-0087	近江八幡市北津田町159	0748-32-4394
□ 京東市の	"	近江八幡市立第2クリーンセ ンター	紙類 金属類 ペットボトル	圧縮・梱包	2	1998	"	"	"
#編集	⑤ 草津市	草津市立クリーンセンター	粗大ごみ その他	破砕	10	1996	525-0043	草津市馬場町1200	077-562-6361
### (ペットボトル圧機能性施設)	"		金属類		10	"	"	"	"
### 1	"		ペットボトル	選別 圧縮・梱包	1.5	2003	"	"	"
(6) 守山市 (相大ごか用電路と)	"	(プラスチック圧縮梱包処理	プラスチック		9	2005	"	"	"
(アルミセパレーター)   本画版   上別   0   1992   1   1   1   1   1   1   1   1   1	⑥ 守山市	守山市環境センター		破砕・圧縮	30	1986	524-0215	守山市幸津川町2845	077-585-3728
(プラステック類圧能減容器 ペットボトル ブラステック 圧縮・梱包 4 2000 " " " " " " (プラステック 放棄 東東市環境センター 組入ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ 破砕 6 2002 520-3017 栗東市大地龍31 077-553- " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	"		金属類	選別	6	1992	"	"	"
<ul> <li>② 栗東市 栗東市國境センター 組大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ 破砕 6 2002 520-3017 栗東市大地蔵31 077-553-11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</li></ul>	"	(プラスチック類圧縮減容梱	ペットボトル プラスチック	圧縮・梱包	4	2000	"	"	"
### ### ### ### ### ### ### ### ### #	⑦ 栗東市		粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破砕	6	2002	520-3017	栗東市六地蔵31	077-553-1901
8 野州市 野州クリーンセンター 相大ごみ 直接搬入ごみ 不燃ごみ 破砕・圧縮 25 1986 520-2313 野州市大楼原3333-2 077-588-1	"	11	プラスチック 布類 直接搬入ごみ	圧縮・梱包	26	"	"	"	"
(資源化施設) ペットボトル フラスチック 圧縮・梱包 4.8 1998 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	⑧ 野洲市				25	1986	520-2313	野洲市大篠原3333-2	077-588-0568
### ### #############################	"		ペットボトル プラスチック		4. 8	1998	"	"	"
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	⑨ 湖南市	湖南市リサイクルプラザ	不燃ごみ 粗大ごみ	破砕・選別	22	1997	520-3252	湖南市岩根136	0748-75-3933
(1) 高島市 高島市環境センター 粗大ごみ 破砕・圧縮 15 2004 520-1644 高島市今津町途中谷236 0740-24-1	"	"	ペットボトル	圧縮・梱包	1.6	"	"	"	"
個別   高島市   高島市   福人こみ   福人こみ   一種   13   2004   320-1044   番地   0740-24-1   番地   0740-74-1   0740-74-1   番地   0740-74-1   0740-7	"	<i>II</i>	金属類	圧縮	6. 2	"	"	"	"
### 1990   第北広域行政事務センター クリーンブラント   不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ   破砕   40   1990   526-0251   長浜市大依町1337   0749-74-75   791、ステック   229   791、ステック   239   791   7	⑪ 高島市	高島市環境センター	粗大ごみ	破砕・圧縮	15	2004	520-1644		0740-24-0031
第センター	"	"			10	"	"	"	"
(②) " クリスタルプラザ プラスチック 短端・梱包 6.8 1999 526-0021 長浜市八幡中山町200 0749-62-(リサイクルプラザ) アラスチック 圧縮・梱包 5 1997 529-0708 長浜市西漢井町沓掛 0749-88-1 1997 529-0708 長浜市西漢井町沓掛 0749-88-1 1997 1997 1997 1997 1997 1997 1997 19			不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ	破砕	40	1990	526-0251	長浜市大依町1337	0749-74-3377
(3) " 湖北広域行政事務センター	① "	クリスタルプラザ	プラスチック		6. 8	1999	526-0021	長浜市八幡中山町200	0749-62-7141
	③ "	湖北広域行政事務センター		破砕・圧縮	5	1997	529-0708		0749-88-0088
1994   1.5   1994   1.5   1998   1.5   1	"	11	直接搬入ごみ 金属類 ガラス類 ペットボトル プラスチック		3	"	"	"	"
" 能登川リサイクルセンター     ハットハトル     「上幅・梱己」 1.3     1998 " " "       (5) " 中部清掃組合 日野清掃センター リサイクルセンター リサイクルセンター     紙類 プラスチック その他資源ごみ リサイクルセンター     圧縮・梱包 その他     1.9     2007     529-1663     蒲生郡日野町北脇 1-1     0748-53-4	④ 中部清掃組合			破砕・圧縮	50	1994	521-1212	東近江市種町528	0748-42-2294
⑤ " 目野清掃センター 紙類 プラスチック その他資源ごみ 「「 <sup>上曜6・1</sup> 位2 1.9 2007 529-1663 「 <sup>州</sup> ニキ <sup>3</sup> ロコ野町」4.1 hbb 1-1 0748-53-1 ○ 198 年 は 後と 性 後と	"		ペットボトル	圧縮・梱包	1.5	1998	"	"	"
为事产种条件体 为事产种条件体1104人	(B) "	日野清掃センター	紙類 プラスチック その他資源ごみ		1. 9	2007	529-1663		0748-53-0155
1997   1997		湖東広域衛生管理組合	可燃ごみ 直接搬入ごみ	ごみ燃料化	22	1997	527-0102	東近江市平柳町3-1	0749-45-0366

## 図-17 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等位置図(平成24年12月末現在)



## (3) 埋立処分地

表一15 埋立処分地一覧(平成24年12月末現在)

事業主体名	施設名称	埋立地面積 (m²)	全体容積(㎡)	平成 23 年度 埋立実績量 (m³/年度)	平成 23 年度末 残余容量 (m³)	埋立 場所	埋立開始 年度	遮水工	浸出水 処理施設
大津市	大田廃棄物最終処分場	19, 200	225, 600	5, 470	30, 289	山間	1994	有	有
11	大津市北部廃棄物 最終処分場增設 2 期	14, 600	171, 000	6, 504	60, 198	山間	2001	有	有
<i>''</i>	大津クリーンセンター廃棄物最終 処分場	49, 000	340, 300	4, 989	11, 520	山間	1994	有	有
近江八幡市	近江八幡市立一般廃棄物 最終処分場	24, 800	157, 514	3, 638	99, 189	平地	1999	有	有
守山市	守山市一般廃棄物 最終処分場	9, 260	32, 000	803	24, 270	平地	2004	有	有
栗東市	岡最終処分場	4, 710	24, 000	159	2, 065	平地	1977	有	有
甲賀市	信楽不燃物処理場	14, 300	38, 500	367	5, 028	山間	1986	有	有
野洲市	蓮池の里第二処分場	7, 800	32, 000	192	26, 015	平地	2002	有	有
高島市	今津不燃物処理場	7, 800	58, 000	996	12, 912	山間	1991	有	有
"	朽木不燃物処理場	2, 430	5, 368	44	1, 881	山間	1984	有	有
11	高島横山不燃物処理場	5, 200	19, 600	784	1, 000	山間	1984	有	有
"	新旭不燃物処理場	10, 808	160, 400	0	0	山間	1968	無	無
東近江市	東近江市一般廃棄物 最終処分場	12, 122	36, 500	159	27, 413	平地	1987	無	無
湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリーンプラント	18, 700	201, 672	1, 937	25, 537	山間	1990	有	有
11	余呉一般廃棄物 最終処分場	6, 800	35, 800	954	6, 362	山間	1986	有	有
中部清掃組合	安土一般廃棄物 <b>最終処分場</b>	14, 000	75, 000	2, 398	38, 948	平地	2002	有	有
愛知郡広域 行政組合	愛知郡広域行政組合 ガレキ処分場	5, 600	28, 200	448	16, 133	山間	1988	無	無
彦根愛知犬上広 域行政組合	中山投棄場	26, 000	237, 000	6, 323	67, 613	山間	1998	有	有

#### ●散在性ごみ対策

散在性ごみとは、投げ捨てにより公共の場所に散乱しているたばこの吸い殻、空き缶、ペットボトル、湖岸に放置されている釣り糸や釣り針等を指します。琵琶湖をかかえる本県においては、これらの散在性ごみの多くが、降雨などによって大小の河川を通じて、琵琶湖に流れ込んでいます。それらが湖辺のごみとなり、美しい景観を損なうとともに、水鳥等の生物にも影響を及ぼしています。

こうしたことから、平成4年に「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例(クリーン条例)」を制定し、「ポイ捨てごみのない美しい湖国滋賀」を目指して、県民・事業者・行政が一体となって環境美化活動等を実施するとともに、ポイ捨て防止のための普及啓発や意識高揚を図ってきました。さらに平成14年には、環境美化監視員を設置し、より一層普及啓発と監視・パトロールを強化するとともに、ポイ捨てごみの回収命令違反には2万円以下の罰金を設けて、取締り面でも強化を図っています。

県内の散在性ごみの現状は、毎年実施される県下一斉清掃の回収ごみ量をみると減少傾向にありますが、まだまだポイ捨てごみの多いところがあります。特に、湖岸ではレジャー客が出すごみ、駅前や渋滞する交差点付近ではたばこの吸い殻が多く見受けられます。

このため、さらに監視・パトロールを強化するとともに、啓発についてもパトロール車による 啓発等を実施し、県民との協働による「淡海エコフォスター制度」で、地域の環境美化活動を支援して、ごみが捨てられない、ごみが捨てにくい環境づくりに努めています。

#### ●淡海エコフォスター事業

道路や湖岸など公共的な場所の美化および保全のため、県民、事業者等が知事または市町長との合意に基づき、公共の場所の一定区間を愛情と責任を持って継続的にボランティアで美化清掃し、環境美化に対する県民等の意識の高揚を図るとともに、ごみの散乱を防止し、県民等と行政が一体となった地域活動を推進することを目的とする制度で、平成12年度から始まりました。

平成24年12月末現在の活動団体数は次のとおりです。

◆地域別		(単位:団体)
管内	平成23年12月末現在 累計	平成24年12月末現在 累計
県管理地域小計	466	453
県庁直轄	41	44
南部環境事務所	65	58
甲賀環境事務所	41	41
東近江環境事務所	117	113
湖東環境事務所	64	58
湖北環境事務所	104	109
高島環境事務所	34	30
市町管理地域小計	19	13
合 計	485	466
<u></u>	<u> </u>	<u> </u>

◆団体別(平成24年12月末現在)

住民団体: 17% 企 業: 79% その他: 4%

◆活動場所別(平成24年12月末現在)

道 路: 81% 河 川: 15% その他: 4%

表一16 し尿処理施設一覧(平成24年12月末現在)

					高度処理					
事業主体名	施設名称	処理能力 (kl/日)	処理方法	N (生物脱窒)	P (凝集分離処分)	その他	使用開始 年度	郵便番号	所在地	電話番号
① 大津市	大津市南部衛生プラント	06	低二段十高度処理	0	0	オゾン反応 砂ろ過	1985	520-2273	大津市羽栗1-18-1	077 (546) 1203
" @	大津市志賀衛生プラント	23	膜分離高負荷脫窒素十 高度処理	0	0	活性炭	2006	520-0503	大津市北比良1039- 3	077 (596) 1331
③ 彦根市	彦根市衛生処理場	156	好気性消化十 活性汚泥十 高度処理	0	0	オゾン反応 砂ろ過	1978	522-0056	彦根市開出今町 1330	0749 (24) 2497
4 高島市	高島市衛生センター	70	標準脫窒素十 高度処理	0	0	砂ろ過 活性炭	1976	520–1621	高島市今津町今津770	0740 (22) 2725
⑤ 湖北広域行政事務 センター	湖北広域行政事務センター 第1プラント	157	低二段十高度処理	0	0	オゾン反応 砂ろ過 活性炭	1983	529-0367	長浜市湖北町海老 江1049	0749 (79) 0181
<ul><li>⑥ ハ日市布引ライフ</li><li>組合</li></ul>	八日市布引ライフ組合 衛生センター	255	標準脫窒素十 高度処理	0	0	オゾン反応 砂ろ過 活性炭	1996	527-0066	東近江市柴原南町 1590	0748 (22) 0465
⑦ 甲賀広域行政組合	甲賀広域行政組合 衛生センター第1施設	96	メタン発酵+ 標準脱窒素+ 高度処理	0	0	砂ろ過 活性炭	2012	528-0005	甲賀市水口町水口 6458	0748 (62) 0809
® 湖東広域衛生管理 8 組合	湖東広域衛生管理組合 豊楠苑	80	標準脱窒素十 高度処理	0	0	オゾン反応 砂ろ過	1979	529–1162	犬上郡豊郷町大字 八町500	0749 (35) 4058
⑨ 湖南広域行政組合	湖南広域行政組合 環境衛生センター	168	高負荷生物脱窒素十 高度処理	0	0	砂ろ過 活性炭	2001	525-0015	草津市集町404-1	077 (568) 0251

図-18 し尿処理施設位置図(平成24年12月末現在)



# (5) 浄化槽

みなし浄化槽(単独処理浄化槽)を含めた浄化槽の設置数は図-19 のとおりで、平成 13 年度から減少しており、平成 22 年度末現在 40,745 基となっています。なお、みなし浄化槽については、平成 12 年度から新設はありません。

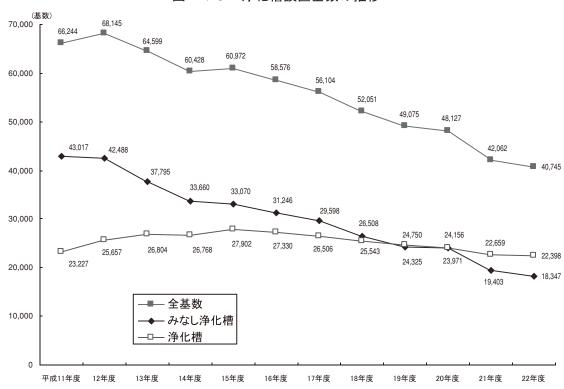
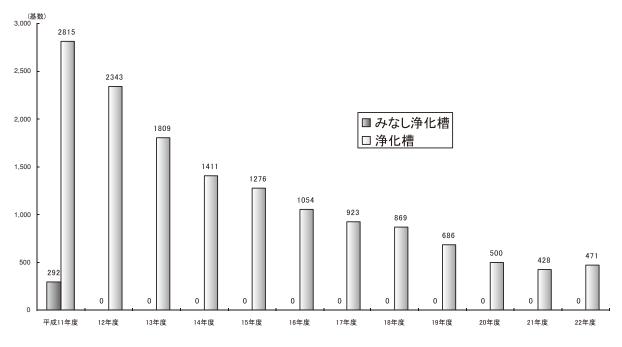


図-19 浄化槽設置基数の推移





表一17 市町別 県費補助による合併処理浄化槽新規設置基数の推移

(基数)

													(坐奴)
市田		年度	平成 13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
大	津	市	58	48	67	68	52	57	49	48	43	29	23
彦	根	市	150	110	115	91	70	37	33	35	27	37	34
長	浜	市	78	29	19	7	12	7	6	3	7	4	2
近氵	エハ	幡市	163	95	103	64	61	34	56	58	79	76	95
草	津	市	72	41	25	35	27	0	2	1	2	0	1
守	山	市	3	1	0	0	1	1	2	0	1	2	1
栗	東	市	27	25	32	18	18	0	0	0	0	0	0
甲	賀	市	276	154	198	102	51	35	18	0	22	32	22
野	洲	市	2	0	1	4	0	2	1	1	0	0	1
湖	南	市	46	36	41	36	36	0	0	26	0	0	0
高	島	市	179	104	101	98	58	34	23	25	24	20	15
東	近	エ 市	128	68	47	30	19	24	14	16	9	11	10
米	原	市	53	21	12	6	4	2	0	1	0	0	0
日	野	町	31	17	18	27	21	5	12	7	7	2	0
竜	王	町	28	0	14	10	6	7	5	5	5	6	1
愛	荘	町	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
豊	郷	町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲	良	町	19	9	5	3	0	0	0	1	0	0	0
多	賀	町	9	7	4	10	9	7	3	4	14	13	13
合		計	1, 322	766	803	609	445	252	224	231	240	232	218
県費	補助金	(千円)	259, 243	149, 287	149, 360	109, 339	77, 732	36, 242	35, 427	31, 573	36, 810	25, 866	30, 288

# V 産業廃棄物の概要

# 1 産業廃棄物の排出量

#### (1) 産業廃棄物の総排出量

平成22年度における産業廃棄物の総排出量は360万tとなっており、前年度に比べ減少しています。 このうち、製造業が103万tで最も多く、次いで建設業が91万t、水道業(下水道業を含む)が92万 tとなっています。

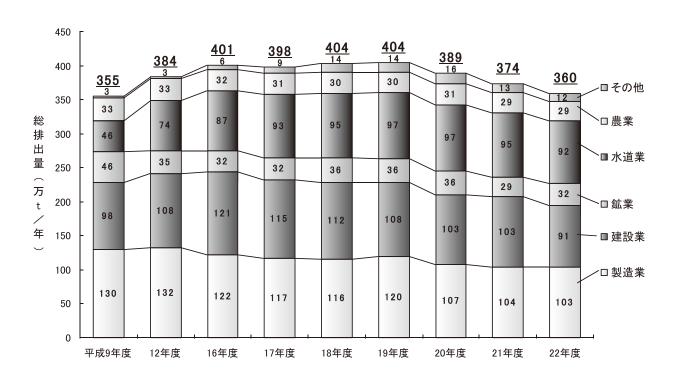


図-21 産業廃棄物の総排出量の推移

# (2) 産業廃棄物の種類別排出量

平成 22 年度の総排出量を廃棄物の種類別にみると、汚泥が 1,955 千 t で最も多く、次いで、がれき類が 697 千 t となっています。

表-18 産業廃棄物の業種別・種類別の総排出量(平成22年度)

	合計	構成比	前年度	農業	鉱業	建設業	製造業	水道業	その他
燃え殻	5	0%	4	0	0	0	4	0	1
汚泥	1,955 (348)	48%	1,977	0	319	27	670	923	17
廃油	57	1%	59	0	0	1	42	0	14
廃酸	26	1%	25	0	0	0	25	0	1
廃アルカリ	122	3%	78	0	0	0	117	0	5
廃プラスチック類	126	3%	133	0	0	26	58	0	42
紙くず	5	0%	4	0	0	5	0	0	0
木くず	100	2%	87	0	0	100	0	0	0
繊維くず	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	12	0%	11	0	0	0	12	0	0
ゴムくず	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	28	1%	40	0	0	9	7	0	11
ガラス陶磁器くず	107	3%	163	0	0	35	57	0	14
鉱さい	42	1%	36	0	4	1	36	0	2
がれき類	697	17%	808	0	0	697	0	0	0
ばいじん	2	0%	1	0	0	0	1	0	0
家畜ふん尿	292	7%	294	292	0	0	0	0	0
家畜の死体	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
その他の産業廃棄物	19	0%	13	0	0	9	1	0	8
合計	3,596	89%	3,735	292	323	907	1,033	924	118
	(1,989)								

<sup>()</sup>内の数値は、汚泥を事業所内での脱水後の汚泥量で捉えたもの。

図 - 2 2 ごみの種類別排出量の内訳(平成 22 年度)
ガラス陶磁器〈ず、
3%
その他、9%
家畜ふん尿、7%
がれき類、17%

#### 2 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物の処理状況をみると、総排出量 3,596 千 t のうち、97.0%に当たる 3,486 千 t が排出事業者または産業廃棄物処理業者で脱水、焼却等の中間処理が行われ、そのうち 1,923 千 t (53.5%) が減量されています。また、総排出量の 44.1%に当たる 1,586 千 t が再生利用され、2.4%に当たる 87 千 t が最終処分されています。

産業廃棄物の種類別の処理率をみると、再生利用率はがれき類や家畜ふん尿等において高くなっています。

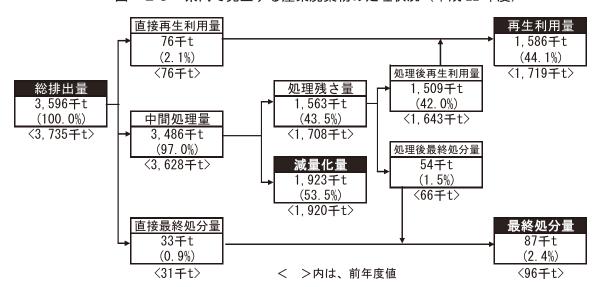
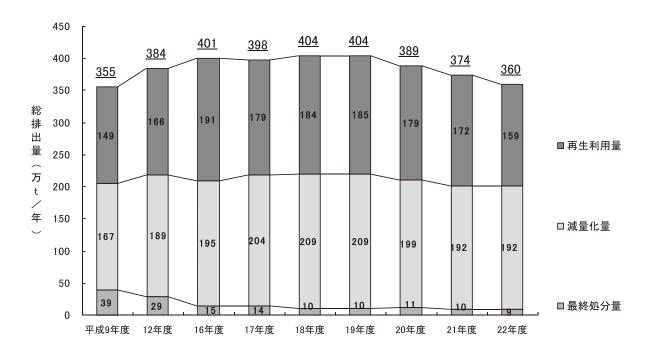
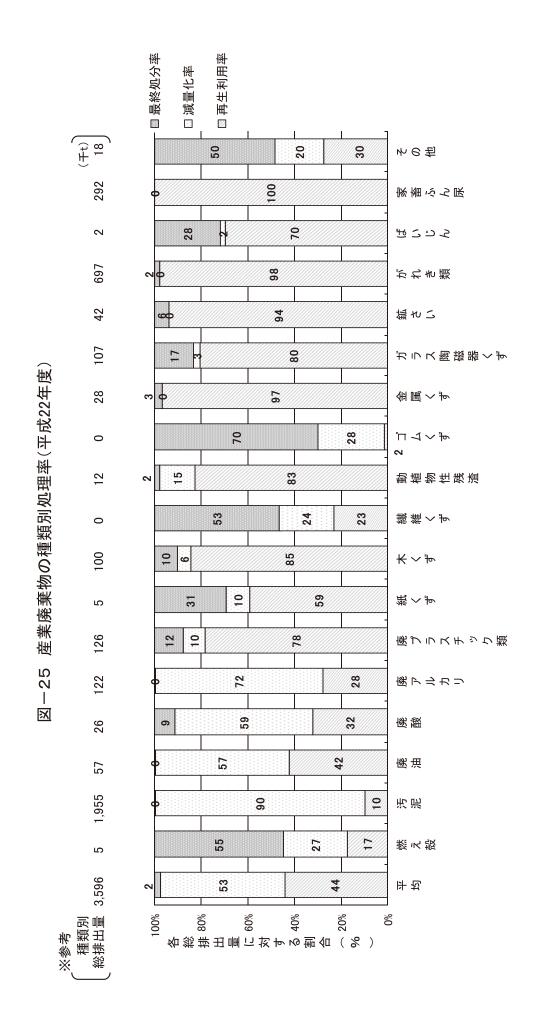


図-23 県内で発生する産業廃棄物の処理状況(平成22年度)







#### ●リサイクル製品認定制度

資源循環型社会づくりを進めるために、ごみの発生抑制や再利用を進めることが不可欠です。一方、製造過程で発生する副産物や排出される廃棄物を資源としてリサイクルし、製造された製品が広く利用されることも必要です。

このため、リサイクル製品の普及と利用拡大を図ることを目的に、主に県内で発生するこれらの資源を原料として製造・加工され、一定基準を満たすリサイクル製品を県が認定する「リサイクル製品認定制度」を平成 17 年 3 月に創設しました。



## ●滋賀県産業廃棄物税条例

滋賀県では循環型社会の構築に向け、産業廃棄物の発生抑制や資源化の取組を進めていますが、この一環として、平成 16 年 1 月に、滋賀県産業廃棄物税条例を施行しました。

これは、滋賀県内の中間処理施設や最終処分場に産業廃棄物を一定量を超えて搬入した事業者に税金を納付していただくもので、この税収は、①産業廃棄物の減量化の推進 ②資源化施設等の整備推進 ③産業廃棄物処理情報の共有化の推進 ④不法投棄のない社会構築の推進の4つの目的に資する事業に充てることとしております。

これまでに、上記の「リサイクル製品認定事業」や、排出事業者等の産業廃棄物の発生抑制や資源化に係る施設の整備や研究開発に対し補助を行う「産業廃棄物減量化支援事業」などを、本税収を用いて実施しています。

## ●電子マニフェスト

排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名などを記載した産業廃棄物管理票(以下、マニフェストという。)を交付し、報告を受けることで適正に処理されたことを把握・管理する制度のことを産業廃棄物管理票制度(マニフェスト制度)といいます。

このマニフェストを電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク内で「情報共有」をし、事務処理の効率化が出来る仕組みが電子マニフェストです。

滋賀県では、この電子マニフェストを推進しており、平成22年度においての、県内の電子マニフェスト利用率は30.5%となっています。

## 3 産業廃棄物処理業者の状況

## (1) 収集運搬業者の収集運搬量

産業廃棄物処理業者から提出される実績報告によると、平成 22 年度に収集運搬業者が排出事業者から委託を受けて行った産業廃棄物の収集運搬量は 1,547,768t となりました(県外への運搬・処分、県外から県内への運搬・処分があるため、中間処理・最終処分の合算値と収集運搬した産業廃棄物量とは一致しません)。

# (2) 中間処理施設での処理状況

平成 22 年度における県内の中間処理施設による処理量は、1,517,929t であり、このうち民間の排出 事業者・処理業者による処理が 1,489,954t と 98%を占めています。

また、処理された廃棄物の種類別では、がれき類が 802,497t、汚泥が 242,183t であり、これらで全体の 69%を占めています。

表-19 中間処理施設での処理量(平成22年度)

(t/年)

	設置主体	民	間	公	共	合計
廃棄物	勿名	排出事業者	処理業者	排出事業者	処理業者	
汚泥		121,683	92,525	27,975	0	242,183
	脱水	115,253	0	27,975	0	143,228
	乾燥	5,978	0	0	0	5,978
	焼却	350	17,427	0	0	17,777
	その他	102	75,098	0	0	75,200
がれき	類	43,458	759,040	0	0	802,497
廃油		0	99,804	0	0	99,804
	油水分離	0	35,160	0	0	35,160
	焼却	0	55,768	0	0	55,768
	その他	0	8,876	0	0	8,876
廃酸•	廃アルカリ	31,479	35,370	0	0	66,849
廃プラ	スチック類	5,986	86,295	0	0	92,282
	焼却	17	3,314	0	0	3,331
	破砕	5,878	49,377	0	0	55,254
	その他	92	33,605	0	0	33,697
木くず		7,153	103,896	0	0	111,049
紙くず		1	8,009	0	0	8,010
その他	の廃棄物	1,619	93,637	0	0	95,256
	合計	211,379	1,278,575	27,975	0	1,517,929

※公共には、公共関与の処理業者分を含む。

# (3) 最終処分場での処理状況

平成22年度における県内の最終処分場による処理量は、26,509tでした。

表-20 最終処分場での処理量(平成22年度)

設置主体	民	間	公	共	合計
施設の種類	排出事業者	処理業者	排出事業者	処理業者	
安定型	2	2,602	192	0	2,796
管理型	1	0	1	23,712	23,714
合計	2	2,602	193	23,712	26,509



金 惠麗さん(東近江市立聖徳中学校2年)の作品

# (4) 許可登録状況

平成 22 年度末における、本県の処理業許可を有する産業廃棄物処理業者数は 2,764 業者で、このうち収集運搬のみを行う業者は 2,654 業者と、全体の 96%となっています。

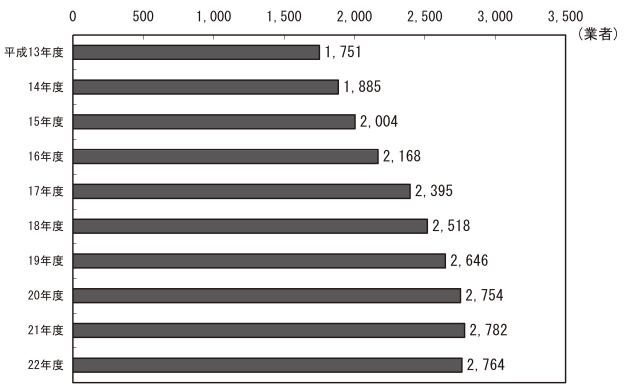
表一21 産業廃棄物処理業 許可業者数 (平成22年度末現在)

許可	可形態		_	県[	<b>为外</b>	·别 /	全体	県内業者	県外業者
産	業廃勇	€物 処	理	業 者	全	体	2,764	938	1,826
収	集	運	搬	σ,	)	み	2,654	843	1,811
中	間	処	理	σ,	)	み	14	11	3
最	終	処	分	O.	)	み	1	1	0
収	集 運	搬十	中	間	処	理	89	77	12
収	集 運	搬十	最	終	処	分	0	0	0
中	間処	理十	最	終	処	分	0	0	0
収	集運搬-	⊢中間如	<b>见理-</b>	十最紀	終処	└分	6	6	0

表-22 産業廃棄物処理業 新規許可等の件数(平成22年度)

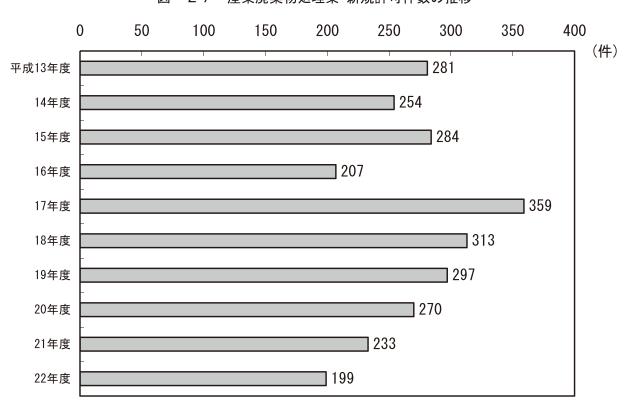
	許可			収集運搬		処分業	
	種	類		以未建顺	中間処理	最終処分	中間・最終
新	規	許	可	195	4	0	0
更	新	許	可	366	21	0	2
業	廃	止	等	26	0	0	0

図-26 産業廃棄物処理業 許可業者数の推移



※平成21年度からは大津市(中核市での許可)での数は含んでいません。

図-27 産業廃棄物処理業 新規許可件数の推移



※平成21年度からは大津市(中核市での許可)での数は含んでいません。

# 4 産業廃棄物処理施設の状況

平成 22 年度末における産業廃棄物処理施設は 178 施設で、このうち中間処理施設が 163 施設、最終処分場が 15 施設となっています。

表-23 焼却処理施設の設置状況(平成22年度末現在)

		施言	没の種	種類			施設数	処理能力 (区分ごとの合計)
汚	泥	Ø	焼	却	施	設	7	116.6 (m³/日)
廃	油	の	焼	却	施	設	4	137.0 (m³/日)
廃り	プラス	チッ	ク類	の焼	却於	拉設	11	70.2(t/日)
焼 (汚	泥、	却 廃 汩	由、序	施 そプラ	を除	設 (く)	16	190.0(t/日)
			計				38	-

表-24 焼却以外の中間処理施設の設置状況(平成22年度末現在)

施設の種類	施設数	処理能力 (施設の種類ごとの合計)
汚 泥 の 脱 水 施 設	32	1,605 (m³/日)
汚 泥 の 乾 燥 施 設(機 械)	2	79 (m³/日)
廃油の油水分離施設	4	678 (m³/日)
廃 酸・廃アルカリの中 和 施 設	2	168 (m³/日)
廃プラスチック類の破砕施設	32	2,462(t/日)
木くず又はがれき類の破砕施設	53	26,957(t/日)
計	125	-

表-25 最終処分場の設置状況(平成22年度末現在)

	置主体	施設の種類	安定型	管理型	遮断型	計
		施設数	5	1	0	6
排	‡出事業者	面積(m²)	85,118	5,999	0	91,117
	(民間)	容積(m³)	291,028	3,312	0	294,340
		残容積(m³)	6,055	1,886	0	7,941
		施設数	7	0	0	7
	処理業者	面積(m²)	36,411	0	0	36,411
	(民間)	容積(m³)	230,912	0	0	230,912
		残容積(m³)	94,001	0	0	94,001
		施設数	1	0	0	1
	 排出事業者	面積(m²)	21,756	0	0	21,756
公	拼山争未有	容積(m³)	52,044	0	0	52,044
_		残容積(m³)	21,815	0	0	21,815
١		施設数	0	1	0	1
共	· 処理業者	面積(m²)	0	98,000	0	98,000
	处理来有	容積(m³)	0	1,300,000	0	1,300,000
		残容積(m³)	0	1,225,968	0	1,225,968
		施設数	1	1	0	2
Ι,	公共計	面積(m²)	21,756	98,000	0	119,756
'	<del>Д , П</del>	容積(m³)	52,044	1,300,000	0	1,352,044
		残容積(m³)	21,815	1,225,968	0	1,247,783
		施設数	13	2	0	15
	計	面積(m²)	143,285	103,999	0	247,284
	П	容積(m³)	573,985	1,303,312	0	1,877,297
		残容積(m³)	121,871	1,227,854	0	1,349,725

表-26 処理施設の新規設置許可件数(平成22年度)

		新規設置許可件数	
	1件		
中間処理施設	(内訳)	木くず又はがれき類の破砕施設	1施設
最終処分場	0件		

## 5 公共関与による産業廃棄物処理事業

公共が関与した産業廃棄物処理事業主体としては、平成23年11月に(財)大津市産業廃棄物処理公社が解散したため、現在は(財)滋賀県環境事業公社のみとなっています。

また、(財)滋賀県環境事業公社については、新しい管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」の整備に取り組み、平成20年10月30日に供用開始しました。

表-27 公共関与による産業廃棄物処理事業の概要(平成24年12月末現在)

事業主体の名称	財団法人 滋賀県環境事業公社						
所在地	甲賀市甲賀町神 645 番地 TeL0748-88-9191						
施設の名称および所在地	クリーンセンター滋賀						
心故の石がのよび別在地	甲賀市甲賀町神 645 番地						
出資団体および出資金額	事業者 27,700 千円						
の内訳	基本財産 55,700 千円 県 18,000 千円						
	市町 10,000 千円						
設立年月日	昭和 57 年 12 月 16 日						
事業開始	平成 20 年 10 月 30 日						
事業内容	埋立処分(管理型) 埋立面積:98,000m² 全体埋立容量:1,300,000m³						
	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムく						
受入廃棄物	ず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじ						
	ん、建設系混合廃棄物、廃石膏ボード、石綿含有廃棄物						

#### 6 PCB廃棄物保管状況等届出の状況

PCBを含む高圧トランス、コンデンサ等を保管する事業者については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(PCB特別措置法)第3条の規定により、自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならないと定められているとともに、同法第8条の規定により、毎年度、その保管・使用状況等に関して都道府県知事(保健所を設置する市にあっては、市長)に届出書を提出することを義務づけられています。

平成 18 年から平成 22 年の年度末における、P C B 廃棄物の保管等の状況について事業者から本県に対し届け出られたものは、表-28、29 のとおりです。

なお、大津市が平成 21 年度に中核市となったことから同市管内の事業者からの平成 21 年度 (平成 20 年度末実績) 以降の保管状況等の届け出は、同市になされることとなりました。

これらPCB廃棄物については、関係法令の他、滋賀県が策定したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき、平成28年度までにその全量の適正処理を行います。

平成19年度末 平成21年度末 平成22年度末 平成20年度末 廃棄物の種類 保管 事業所数 保管量(台) 保管 保管 保管 保管量(台) 保管量(台) · 保管量(台) 事業所数 事業所数 事業所数 高圧トランス 70**'** 306 64<sup>1</sup> 310 72**!** 333 91 I 453 3,506 高圧コンデンサ 727 i 600i 2,825 531i 2,718 462 i 2,363 9 低圧トランス 9 21 24 10 14 30 25 低圧コンデンサ 110 13,366 76. 10,637 74 10,660 73. 9,908 Λı 柱上トランス 11 01 0 01 0 124 56,287 128 130i 安定器 87,510 56,499 56,905 1631

表-28 PCB廃棄物の保管状況

表-29 PCB廃棄物を保管する事業所におけるPCB使用製品の使用状況

	平成19年度末		平成20年度末		平成21	年度末	平成22年度末		
廃棄物の種類	使用 事業所数	使用量(台)	使用 事業所数	使用量(台)	使用 事業所数	   使用量(台) 	使用 事業所数	使用量(台)	
高圧トランス	17	51	25	69	20	48	28	71	
高圧コンデンサ	78	192	59	158	51	151	48	142	
低圧トランス	1	1	1	1	2	2	2	2	
低圧コンデンサ	3	18	2	17	2	17	1	1	
柱上トランス ※	0	0	0	0	0	0	0	0	
安定器	11	941	8	535	81	553	10	571	

<sup>※</sup>平成20年度末からは大津市内を含んでいません。

<sup>※</sup>平成20年度末からは大津市内を含んでいません。

# 7 監視指導等の状況

「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」(平成 21 年滋賀県告示第 77 号) に基づき平成 23 年度に行った事業所等に対する立入調査は 419 件、法に基づく行政処分は、16 件でした。

また、平成23年における廃棄物処理法違反による検挙件数は86件、検挙者数は106人でした。

表一30 立入検査の件数

	件数				
	平成22年度	平成23年度			
立入対象施設数	387	382			
立入施設数	387	382			
立入施設延べ数	434	419			

表-31 行政処分等の件数(平成23年度)

行	政	. 久	<u>.</u> 3	分等	件数
改		善	命	令	1
措		置	命	令	0
処	理 施	設 使	用停	止命令	0
処	理 業	許可	「停」	上命令	0
処	理	業	<b>节</b> 可	取消	8
処	理	業	不	許 可	6
処	理 施	設 設	置許	可取消	1
指	導		Ę 3	交 付	47

表-32 廃棄物処理法違反による検挙件数等の推移

	平成 13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
検挙件数(件)	94	119	87	90	88	81	83	82	105	84	86
検挙者数(人)	87	118	63	89	104	106	104	102	127	97	106

検挙件数は、年単位での集計になっています。



野矢 愛莉さん (東近江市立聖徳中学校2年) の作品

#### 8 不法投棄等の状況

滋賀県における産業廃棄物の不法投棄事案の特徴としては、監視等の効果もあって大規模な事案は少なくなっているものの、比較的小規模で人目につかないところに不法投棄する事案が増えており、巧妙化しています。

産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数の推移は、図-28 のとおりで、平成 14 年度の 324 件をピークに減少傾向を示しており、平成 23 年度では 158 件となっています。

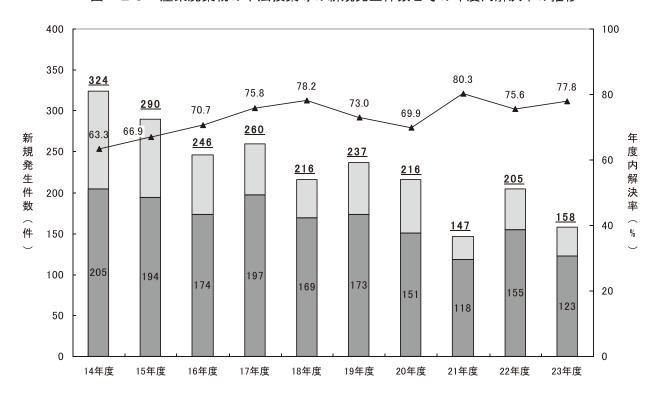


図-28 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数とその年度内解決率の推移

(平成21年度に中核市となった大津市の件数を含む)

# 9 不法投棄対策

不法投棄や不適正処理が発生すると、地域社会の生活環境への影響が大きく、また、発見が遅れると、 その是正には長い時間と多額の費用、多大な労力が必要になります。

そのため、県では、不法投棄等の未然防止とともに、早期発見・早期対応を重視し、不法投棄監視指導員を配置して定期パトロールや休日パトロール、早朝・夜間に対応するための民間警備会社への委託パトロール、監視カメラの活用やヘリコプターによるスカイパトロール、警察と連携した監視取締、近隣府県との共同による路上取締などを実施しています。

さらに、このような行政による監視活動に加えて、地域住民の方々による監視パトロール隊や郵便局・農業協同組合・森林組合・トラック協会などの事業者の方々の協力を得るなど、監視体制の強化を進めています。

#### (1) 地域ごみ対策会議不法投棄対策部会運営事業

産業廃棄物等の不法投棄事案に、迅速・的確かつ厳正に対処するとともに、これらの不法投棄の未然 防止を図るため、各環境事務所管内に、地域ごみ対策会議不法投棄対策部会を設置しています。

当部会では、構成員である県関係機関・市町・警察が連携を強化し、一体となって不法投棄事案に対処するとともに、不法投棄等に係る総合的かつ効果的な対策等を講じるため、各地域の部会運営を積極的に推進しています。

#### (2) 不法投棄防止強調月間事業

平成6年度から10月を「不法投棄防止強調月間」と定め、当該期間内に産業廃棄物等の不法投棄防止に対する意識を県民に集中的に喚起するなどして、廃棄物に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。

また、地域における廃棄物の不法投棄に対しても、関係部局、機関の協調のもとに集中的な監視パトロールを展開するなどして、その根絶に向けた取組を行っています。

## ●啓発活動

- ・広報車による啓発
- ・パンフレットによる啓発
- ・立て看板による啓発

# ●監視指導活動

- ・地域ごみ対策会議不法投棄対策部会構成員合同でのパトロール
- 産業廃棄物運搬車両の路上検査
- 工事現場立入による産業廃棄物適正処理指導

# (3) 地域協働原状回復事業

地域住民のパトロール隊等により発見された行為者不明等により放置されている産業廃棄物について、地域住民と市町・県が協働して撤去、原状回復を図ります。

# (4) その他の事業

- ・監視パトロール(平日・休日)
- ・不法投棄・不適正保管・野外焼却の指導・取締り
- ・民間警備会社への監視パトロール委託(休日を含む早朝・夜間)
- ・スカイパトロール(ヘリコプターによる上空からの監視)
- ・郵便局・森林組合等の協力による不法投棄監視

# 滋賀県の廃棄物

平成 25 年 3 月発行 編集・発行

# 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1

TEL (077) 528-3472 FAX (077) 528-4845

